

学校教育における主権者教育に係る
ワーキンググループ
提言

令和6年7月8日

学校教育における主権者教育に係るワーキンググループ

—目 次—

1	提言の趣旨	1P
2	本県の主権者教育をめぐる現状と課題	2P
(1)	県及び市町村の選管・明推協による主権者教育の現状と課題	2P
(2)	学校教育における主権者教育の現状と課題	4P
(3)	市町村選管における取組の現状と課題	5P
3	課題の対応方向に係る検討	6P
(1)	小学校の実情に応じた主権者教育の取組メニューの検討	6P
(2)	教員に対する既存の授業と主権者教育の関連性・重要性を再認識して もらうための啓発・広報の検討	7P
(3)	明るい選挙啓発授業等の主権者教育の取組拡大に係る市町村選管の役 割（在り方）の検討	8P
4	関係機関への提言	8P
(1)	小学校における主権者教育の取組メニューの整備について	8P
(2)	教員に対する主権者教育の重要性等の啓発・広報について	10P
(3)	市町村選管の役割と今後のロードマップの整理	11P
(4)	県教委（教育事務所）と連携した取組メニューの展開	12P

参考資料

- (1) 明るい選挙啓発授業資料 13P
- (2) 令和4年度選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査報告書 . . . 24P
- (3) 地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義とその効果
(白鷗大学 市島宗典) 27P
- (4) 中学校段階における主権者教育の効果と展望 (白鷗大学 市島宗典) 50P
- (5) 岩手県内の小学校・中学校・高等学校における主権者教育に関する調査 . . 63P
- (6) 愛知県 保護者用アンケート 68P

学校教育における主権者教育に係るワーキンググループ 構成員

氏 名	所属等
くだら かずお 百濟 和夫	岩手県明るい選挙推進協議会 会長
いちしま むねのり 市島 宗典	岩手県明るい選挙推進協議会 副会長 (岩手県立大学総合政策学部 准教授)
こまい ちとし 駒井 千年	岩手県明るい選挙推進協議会 (岩手日報社総合メディア局コンテンツ事業部 専任部長)
みつはし としふみ 三橋 俊文	岩手県教育委員会生涯学習文化財課 主任社会教育主事
きくち けん 菊地 健	岩手県教育委員会学校教育室 主任指導主事
ななきだ しゅん 七木田 俊	岩手県教育委員会学校教育室 主任指導主事

1 提言の趣旨

- ・ 近年、国政選挙等に係る各世代の投票率は低下傾向にある。その中でも10代～20代の投票率は他の世代と比較して低い状況にあり、このことは本県においても同様の傾向を示している。
- ・ 継続的な投票参加、投票率向上に向けては、個人の主権者意識を十分に醸成する必要があると考えられ、本県では、県及び市町村の選挙管理委員会（以下「選管」という。）や明るい選挙推進協議会（以下「明推協」という。）が中心となって主権者教育のための出前授業や選挙時の啓発等に取り組んでいる。
- ・ 主権者教育に関して国の動きを見ると、平成30年8月に文部科学省において「主権者教育推進会議」が設置され、学校、家庭、地域における主権者教育の推進方策等について検討が行われた。
- ・ 主権者教育推進会議の「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」では、主権者教育の充実に向けては、幼少期の頃から主権者としての意識を涵養するとともに、新学習指導要領に基づき、学校における働き方改革の観点を踏まえつつ、小・中学校の段階からの指導の充実を図ることが重要であるとの言及がなされている。
- ・ 「いわて県民計画（(2019～2028)）第2期アクションプランにおいては、10の政策分野における「Ⅲ 教育」に関連し、政策項目「【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます」の具体的推進方策として「主権者教育などによる社会に参画する力の育成」を掲げており、学校においても主権者教育の取組が進められている。
- ・ 本県では、平成28年6月19日に施行された公職選挙法改正による選挙権年齢の引き下げを契機として、平成27年度以降、高等学校での出前授業が増加し、新型コロナウイルス感染症の影響による影響もあるものの、毎年一定回数 of 啓発授業が開催されている。
- ・ しかしながら、小・中学校における出前授業の回数は低調となっている。
- ・ こうした状況や学識経験者の意見なども踏まえ、県の明推協では、学校教育、特に小・中学校における主権者教育の充実を図ることを目的として、令和5年度に県明推協の委員及び岩手県教育委員会の職員を構成員とする「学校教育における主権者教育に係るワーキンググループ（以下、WGという）」を設置した。
- ・ WGでは、県及び市町村の選管又は明推協（以下一体的な取組主体として記載する場合は「選管・明推協」と表記する。）による主権者教育の取組の実状や学校教育の現場における現状等を共有するとともに、小・中学校における主権者教育をより一層充実させるために必要な取組や、関係機関の役割分担等について検討を行った。
- ・ 本提言は合計4回に渡って行われたWGの検討結果をとりまとめたものであり、若年層の投票率の向上に向けた学校教育における主権者教育の充実について、県又

は市町村の選管や県教育委員会等の関係機関が取り組むべき事項について提言するものである。

なお、主権者教育については、いわゆる「広義の主権者教育」と「狭義の主権者教育」に区分する考え方もあり、その定義は明確に定まてはいないものの東京都狛江市が作成した「わかりやすい主権者教育の手引き」では、主権者教育について「広義の場合「教育」で取り扱うすべてがその範疇であり、それゆえに、教育基本法の第一条では『教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。』と謳われ、また、狭義においては「投票支援」を中心とした「模擬選挙」「模擬投票」など選挙に関わることを指すと言われます。」とされている。

当WGにおいては、主として学校教育現場における狭義の主権者教育(選挙の重要性、選挙への積極的な参加、投票の方法、候補者の選択方法等を伝えることに主眼をおいた主権者教育)の一層の充実に重点を置きつつ、狭義の主権者教育と広義の主権者教育は本来一体的なものであるとの認識の下に議論を行ったところである。以下、選管・明推協による主権者教育と記載されている場合には主として狭義の主権者教育を想定している。

2 本県の主権者教育をめぐる現状と課題

本県では、県及び市町村の選管のほか、教育、文化、報道など各種団体の関係者及び学識経験者によって構成される任意団体「明るい選挙推進協議会」が投票率向上に向けた主権者教育に取り組んでいる。また、学校教育の現場においても新学習指導要領に基づき、主権者教育の取組が行われている。以下、それらの取組状況や課題を記載する。

(1) 県及び市町村の選管・明推協による主権者教育の現状と課題

【現状】

- ・ 現在実施している選管・明推協による主権者教育の主な取組として、学校において行う出前授業「明るい選挙啓発授業」がある(以下、「啓発授業」という)。
- ・ 当該取組は、将来の有権者である児童、生徒等に子どもの時期から選挙や政治に関心をもってもらうため、平成18年度から実施している。
- ・ 内容は、選挙の意義や仕組み等を学ぶための講義に加え、実際の投票箱等を使用した模擬選挙などを行っている(参考資料:「明るい選挙啓発授業資料」を参照)。
- ・ 県及び市町村の選管・明推協が実施した啓発授業のこれまでの取組実績は表1のとおり。

【表1 明るい選挙啓発授業の実施実績（延べ回数、延べ人数）】

区分/年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
小学校	回数	1	1	2	3	4			3	5	3	4	8	15	12	10	4	4	79
	人数	27	39	69	102	105			78	196	167	192	434	835	606	578	210	181	3,819
中学校	回数	1	2	2	3	3			3	5	3	6	8	6	3	2		2	49
	人数	36	52	64	80	104			88	220	91	286	648	468	67	190		344	2,738
小中学校	回数									1									1
	人数									17									17
高等学校	回数							1	1	2	29	46	28	32	27	28	25	33	252
	人数							49	47	164	4,067	6,583	4,179	4,332	3,319	4,158	2,813	3,928	33,639
支援学校	回数										2	5	3	4	4	3	5	4	30
	人数										49	151	67	127	104	65	88	83	734
大学等	回数											2	4	7	3	1	3	6	26
	人数											283	545	772	455	180	469	740	3,444
計	回数	2	3	4	6	7	0	1	7	13	37	63	51	64	49	44	37	49	437
	人数	63	91	133	182	209	0	49	213	597	4,374	7,495	5,873	6,534	4,551	5,171	3,580	5,276	44,391

- ・ 本県では、平成18年度から平成22年度までは小・中学校でのみ実施されていたが、平成24年度から高等学校においても実施されるようになった。
- ・ その後、平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、満18歳以上となった者の選挙参加が可能となった。この法改正をきっかけに、高等学校における実施が増加し、現在は高等学校での実施実績が最も多い状況である。

【課題】

- ・ 本県では、表1のとおり高等学校に比べて小・中学校における啓発授業の実施実績が少ない状況にある。加えて、全国との比較においても、小・中学校での取組が少ない。
- ・ 例えば、令和4年度における小学校での啓発授業の実施実績について、全国で最も多い東京都や愛知県では100校を超えているが、岩手県は4校であり、全体で28番目となっている（参考資料：「令和4年度選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査報告書」を参照）。
- ・ 前述の「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」においては、以下のとおり、小学校・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることの重要性について触れられているほか、WGでの議論においても、市島構成員から小・中学校での取組の重要性、特に小学校からが重要であるとの見解が示され（高校生や中学生の投票意欲には親の投票習慣が影響するため、小学生の段階で主権者教育を行うことが最も効果的と考えられる）、本県においても、小・中学校における主権者教育取組の拡大を図っていく必要がある（参考資料：「地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義とその効果」「中学校段階における主権者教育の効果と展望」を参照）。

文部科学省「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」より抜粋

- 新学習指導要領の改善方針について審議した中央教育審議会の答申（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」平成28年12月21日中央教育審議会 以下「答申」という。）では、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、満18歳への選挙権年齢の引き下げにより、小学校・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが重要であるとされた。
- 具体的には、国家・社会の基本原則となる法や決まりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成することが重要とされている。また、これらの力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要であるとして、小学校・中学校の社会科、高等学校の地理歴史科、公民科等はじめ、家庭科や特別活動等における指導内容の充実が求められた。

(2) 学校教育における主権者教育の現状と課題

【現状】

- ・ 学校における主権者教育の取組状況について、令和4年度に市島構成員が県内の各学校を対象に実施した「岩手県内の小学校・中学校、高等学校における主権者教育に関する調査」によれば、回答があった学校のうち、小学校(回答160校)、中学校(回答84校)、高等学校(回答99校)のいずれも6割以上が「主権者教育を実施している」と回答している(参考資料:「令和5年3月実施 岩手県内の小学校・中学校、高等学校における主権者教育に関する調査 結果概要」を参照)。
- ・ 上記の回答があった学校のうち、半数以上が社会科や公民科の中で実施している状況であり、小学校段階であれば民主主義や選挙の仕組み等を学習している傾向にあるが、高等学校に近づくにつれ、模擬選挙等の実践的な内容を扱うケースが多くなっている。
- ・ このほか、菊地構成員や七木田構成員からも学校における主権者教育の取組状況が共有され、学校教育においては、令和2年4月から運用が開始された新学習指導要領に基づき、社会科や公民科をはじめ、教科横断的な視点で取組を行うことにより、主権者として必要な資質・能力を育むことができるという前提のもと授業が実施されているところである。

- ・ 教員の勤務状況について、教員は担当科目の授業のほか、学校行事や会議、部活動等の様々な業務に対応しなければならない状況にある。

また、外国語教育やプログラミング教育等の新たな科目の導入、個別支援が必要な児童・生徒や保護者への対応等による時間外勤務や土日業務の常態化が問題視されている状況にある。

【課題】

- ・ 現行学習指導要領では、上述のような主権者教育の実施が想定されているが、教員は授業や学校行事の準備、部活動など非常に多くの業務に対応しなければならない状況にあり、主権者教育に注力することが難しい場合がある。
- ・ 前述のとおり現行学習指導要領では、教科横断的な視点で児童・生徒の主権者としての資質を育むため、各教科間相互の連携が重要とされていることから、教員に、これらを含め、主権者教育の重要性をより一層深く理解してもらい、より積極的に主権者教育に取り組んでもらう必要がある。
- ・ また、「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」においては、10の政策分野における「Ⅲ 教育」に関連し、政策項目「【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます」の具体的推進方策として「主権者教育などによる社会に参画する力の育成」を掲げており、その指標として「社会の動きや出来事に関するニュースに関心がある児童生徒の割合」（県学習定着度状況調査及び県意識調査による。）を設定しているが、令和4年度に公表された同指標の実績値を見ると、小・中学生と比較し、高校生で割合が低い状況である。
- ・ 上記のほかにも指標「自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合」があり、こちらも小学生が最も高い割合を示し、中学生、高校生の順に割合が低下している。
- ・ 前述のとおり小学校、中学校、高等学校における主権者教育の取組状況は、いずれも6割以上が実施しているということではあるが、発達段階に応じて主権者として身に付けるべき資質が養われ、児童・生徒の地域や社会に対する関心を高められるよう学校における主権者教育の「質」を向上させていくことが必要であると考えられる。

(3) 市町村選管における取組の現状と課題

【現状】

- ・ 選管・明推協による主権者教育に積極的に取り組んでいる市町村がある一方で、職員体制の制約などもあり市町村選管での取組状況には差が見られる。
- ・ 小・中学校は学校数が多いため、県選管だけでなく、各市町村の選管が啓発授業等の取組を主体的に実施していくことが求められる。

- ・ しかし、多くの市町村において、選管の職員が他部署の業務を兼務しているため、職員体制を理由に啓発授業を実施したことがない市町村が多い状況である。
- ・ 例えば、令和元年度から令和5年度までにおいて、小・中学校、高等学校、大学等のいずれにおいても啓発授業を実施したことがない市町村は14市町村ある。
- ・ また、現在、小・中学校における啓発授業等の主権者教育に取り組んでいない市町村は25市町村あり、それらの市町村に対して小・中学校における今後の取組方針を調査したところ、18市町村から「取り組むのは難しい」旨回答があった。
- ・ 「取り組むのは難しい」旨回答があった市町村からは「小・中学校における主権者教育のノウハウがなく、また、ノウハウを習得するために人員を割くことも困難」といった意見が挙げられている。

【課題】

人手不足等、個々の市町村が抱える課題や実情を踏まえながら、市町村が担うべき役割を示しつつ、県はどのような支援を行っていくべきか、検討する必要がある。

3 課題の対応方向に係る検討

WGでは前述の課題への対応のため、以下の3つの項目について検討した。

- (1) 小学校の実情に応じた主権者教育の取組メニューの検討
- (2) 教員に対する既存の授業と主権者教育の関連性・重要性を再認識してもらうための啓発・広報の検討
- (3) 明るい選挙啓発授業等の主権者教育の取組拡大に係る市町村選管の役割（在り方）の検討

なお、前述のとおり、市島構成員の主権者教育に係る調査研究では、主権者教育は小学校の段階において実施することが最も効果的との分析がなされていることを踏まえ、WGでは小学校における取組を中心に検討を行い、提言をとりまとめた。

WGでの検討結果の要旨は以下のとおりである。

- (1) 小学校の実情に応じた主権者教育の取組メニューの検討
 - ・ 個人の主権者意識の効果的な醸成には、人格形成の基礎が培われる小・中学校からの取組が重要と考えられ、本県では小・中学校における取組の実施拡大を図っていく必要がある。
 - ・ このため、県及び市町村の選管・明推協による啓発授業等の取組をより多くの学校において実施していくことが必要である一方、選管による取組だけでは実施回数や授業を受けることができる児童・生徒数に限界がある。

- ・ 選管による啓発授業のみならず、教員自らが学校の授業の中で充実した主権者教育を展開できれば、より多くの児童・生徒に主権者教育を行うことが可能となる。
- ・ 主権者教育は、現行学習指導要領に基づき学校現場でも取り組みが求められているが、教員は多忙な状況にあり、その中で、啓発授業等の主権者教育に係る取組を企画・実施することは負担となる場合がある。
- ・ 主権者教育の取組について、複数の選択肢を用意の上、教員に示すことで、学校の実情に応じた取組が可能となり、教員が主権者教育の充実に取り組む際の負担軽減につながると思われる。

(2) 教員に対する既存の授業と主権者教育の関連性・重要性を再認識してもらうための啓発・広報の検討

- ・ 児童・生徒の主権者意識は、短期的に養えるものではなく、日頃から地域や社会、政治等に関心を持って生活するなど長期的な視点が必要である。
- ・ 特に、教員は児童・生徒に接する機会が多いことから、教員が主権者教育の重要性を理解の上、児童・生徒に対して働きかけを行うことは、児童・生徒の主権者としての資質を発達させるために非常に重要と考えられる。
- ・ 高等学校の場合、3年生の段階で有権者となり、実際に選挙を経験する機会が出てくるため、主権者教育の必要性を理解しやすい。
- ・ 一方、小・中学校の場合、児童・生徒が有権者となるまで数年の期間があり、主権者教育の必要性を喫緊のものとして捉えにくい可能性がある。
- ・ 前述の市島構成員が実施した主権者教育の取組状況の調査において、各学校の啓発授業の認知度を調査したところ、高等学校の教員においては「よく知っている」と回答した割合が約8割となった一方、中学校では約2割、小学校では約1割となった。
- ・ また、上記調査において小学校の教員から「小学生には難しい・早い」旨の回答があり、小学校における主権者教育の取組の充実に向けては、このような認識を変えていく必要があると考えられる。
- ・ なお、前述のとおり、本提言では、投票率向上に係る主権者教育の取組を中心に述べているが、学校教育における主権者教育は、投票参加のみならず、他者との協働や合意形成など、社会の構成員の一人として身につけるべき力を養うものといったより広い意味で捉えて学習課程が編成されている。
- ・ このため、教員に対する啓発・広報を検討するにあたっては、学校における各授業を通じて、児童・生徒が上記のような主権者としての力を身に付け、ひいては投票率の向上につながることを理解してもらえよう取組を検討する必要がある。

(3) 明るい選挙啓発授業等の主権者教育の取組拡大に係る市町村選管の役割（在り方）の検討

- ・ 本県では、既に単独で啓発授業等の取組を実施している市町村がある一方、単独での実施経験がない市町村が多い状況である。
- ・ 実施経験がない場合、取組のノウハウが蓄積されず、啓発授業の実施や学校の新規開拓に向けた働きかけ等の取組につながらない。
- ・ しかしながら、学校数の多い小・中学校への取組拡大を進めていくためには、主体的に取組を実施することが可能な市町村を増やしていくことが必要であり、市町村主体の取組が可能となることで、より地域に根差した取組が可能になるものと考えられる。
- ・ このため、人手不足等、個々の市町村が抱える課題や実情を踏まえながら、市町村が担うべき役割を示しつつ、県はどのような支援を行っていくべきか、検討する必要がある。

4 関係機関への提言

3での検討に基づき、前述した課題の解決に向けては、県明推協、県選管及び県教育委員会が連携の上、進めていくべき取組として、以下のとおり提言する。

(1) 小学校における主権者教育の取組メニューの整備について

- ・ 啓発授業や教員が行う授業の中で実施する主権者教育の取組等、複数の取組をメニュー化することにより、学校の実状に応じ、また、教員の負担に配慮したかたちで主権者教育を展開することを可能とするよう提言する。
- ・ 取組メニューは教員に活用してもらうことを想定するため、取組を実施際の具体的な流れや必要な時間数等の取組内容が分かる「授業の展開例」を作成し、教員が容易に授業に活用でき、また、授業内容をイメージしやすいものとする必要がある。
- ・ 取組メニューを作成する際は、全体として、見やすさ、分かりやすさに配慮し、教員の見る・読むことに対する負担を軽減しつつ、興味・関心を持ってもらえるような内容を工夫する必要がある。
- ・ 社会科等の教科を通じて選挙を学習していない学年であっても実施可能な内容を検討することで、より柔軟に取組を選択することができると考えられる。例えば、給食のメニューを題材とした投票を行い、それが実際の給食に反映されることを通じて、投票を体験することなど。

<選択肢の例>

1	選管による出前授業型	選挙制度や選挙の意義等に関する講義及び架空の選挙等を題材とした模擬選挙を実施する。
2	啓発用教材活用品	選挙についてまとめた教材を作成し、授業等において活用する。
3	投票用機材等貸出型	児童会・生徒会役員選挙等の際に、実際に使用する投票機材等の貸出を行う。
4	その他 (ポスターコンクール、授業参観、児童・生徒会選挙等の活用)	啓発授業をパソコンの募集や授業参観、児童・生徒会選挙と併せて実施する。

上記例は、選択肢として考えられる取組を例示したものであり、具体的な内容は以下のとおり。

【1 選管による出前授業型】

- ・ 選管による啓発授業を実施するものである。
- ・ 選挙制度に関する講義や模擬投票を実施する。
- ・ 学校によって割り当てられる時間や希望する実施内容が異なる場合が想定されるため、時間数や実施内容に応じた複数の選択肢を整理する必要がある。
- ・ 1時間、2時間といった時間の割り当てができない場合を想定し、例えば社会科の選挙の単元を学習する際に、選管の職員をゲストティーチャーとして派遣する選択肢を用意するなど柔軟に対応することが可能であることを示したい(例えば、ゲストティーチャーは教員の代わりに選挙の説明を10分程度で行うなど、授業のサポートを行うことを想定する)。

【2 啓発用教材活用品】

- ・ 選挙制度や選挙の意義等をまとめたプリントなどの教材を作成するものであり、教員が生徒に配付するなど授業内で活用することを想定したものである。
- ・ 親世代に対する啓発を目的として、宿題形式の教材を作成し、児童・生徒から親に対して働きかけるような教材を作成することも効果的と考えられる。
- ・ 取組事例として、愛知県選管では、啓発授業を受けた児童・生徒に対して宿題形式のアンケートを行い、親との会話を促進する取組を実施している(参考：愛知県選管のアンケート調査)。

【3 投票用機材等貸出型】

- ・ 実際の選挙で使用している投票箱等の機材を学校に貸し出すものである。
- ・ 啓発授業の際は、市町村の選管の投票機材を使用して模擬投票を実施しているが、これを学校の授業や児童会・生徒会役員選挙に貸し出すなどすることで選挙を身近に感じてもらう取組である。

【4 その他（ポスターコンクールや授業参観、児童・生徒会選挙等の活用）】

- ・ 県明推協が毎年開催している「明るい選挙啓発の作品募集や授業参観と連動して啓発授業を実施するものである。
- ・ 1～3に併せて当該コンクールへの応募を促したり、クラス全員でコンクールに応募するに当たり、事前学習として1～3の取組と組み合わせるなどが考えられる。
- ・ 啓発授業は通年で実施を受け付けているため、上記ポスターコンクールの作品を募集する際は、作品募集の通知と併せて啓発授業の実施についても学校に周知をする必要がある。
- ・ また、児童・生徒だけでなく保護者（親世代）への啓発という観点から、啓発授業を授業参観に合わせて実施することや、啓発授業について、希望する保護者が見学可能とすることも効果的と考えられる。
- ・ 授業参観等の機会を活用し、選管がゲストティーチャーとして授業を実施するなどの方法を採用することで、親子への啓発と学校の負担軽減を両立できる可能性がある。
- ・ このほか、児童会・生徒会選挙と啓発授業を連動して実施することも効果的と考えられ、学校で行われる選挙と実際に社会で行われる選挙が同じものだと理解してもらうことでより高い教育効果が期待できる。
- ・ 上記いずれも取組メニューの選択肢として整理するとともに、後述の教員に対する啓発・広報においても、積極的に取り上げ周知していきたい。

(2) 教員に対する主権者教育の重要性等の啓発・広報について

- ・ 小学校段階での主権者教育を推進していくためには、教員が小学校段階における主権者教育の重要性について理解を深めなければならないことから、教員に対する啓発・広報にも取り組んでいく必要がある。
- ・ また、学習指導要領に基づく授業は、各教科の枠を通じて主権者としての資質発達につながるものとされていることから、主権者教育と各教科の関係性について理解を深めてもらう必要がある。
- ・ 具体的には、教員向けに、主権者教育の必要性、(1)の取組メニューなどを概括的に把握できるワンペーパーの資料を作成し、教員への啓発、広報に活用する。
- ・ 啓発用資料の内容は、主権者教育の意義のほか、小学校段階における主権者教育の重要性や学習指導要領と主権者教育の関連性について理解を深める内容にするとともに、前述の取組メニューの紹介等を想定する。
- ・ 啓発用資料は、啓発授業を実施する際の通知と併せて配付するほか、学校長や教員が参加する各種会議等における効果的な配付方法等について検討していく必要がある。
- ・ 啓発用資料は教員だけでなく、市町村選管に対して主権者教育への取組を促す際にも活用が可能と考えられる。

(3) 市町村選管の役割と今後のロードマップの整理

- ・ 学校における主権者教育の充実に向けては、啓発授業等の取組を各学校に広げていくことが重要である。その際は、他県の状況なども参考に、例えば、高等学校については県選管が、小中学校については市町村選管が対応する、といったような役割分担が必要と考えられる。
- ・ しかし、前述のとおり、市町村によって職員体制、主権者教育の取組状況などは異なっており、市町村選管の役割を整理したうえで、段階的に啓発授業等の増加に取り組むことが必要である。
- ・ その際は、市町村選管の意見や課題にも配慮しながら、実施に向けた取組を検討していく必要がある。
- ・ 県明推協や、県選管は前述の取組メニューを整備して市町村へ共有するとともに、市町村の職員体制や現行の取組状況を踏まえたロードマップを作成し、段階に応じて市町村が担うべき役割を示していく必要がある。
- ・ ロードマップの作成にあたり、まずは既に小学校において啓発授業に取り組んでいる市町村の事例を整理しながら、啓発授業のマニュアル化することが必要と考えられる。
- ・ 啓発授業の実施経験がない市町村はどのような準備が必要なのか、実際の授業ではどのようなことを伝える必要があるのか等、実施に係る具体的な情報が不足していると考えられるため、準備から実施までの取組等をマニュアル化することで負担が軽減されると思われる。
- ・ 例えば、滝沢市では例年、市内のほぼ全ての小学校において啓発授業を実施しており、授業方法や学校への働きかけ等参考になりうる。また宮古市や花巻市においても小学校で啓発授業を実施していることから、実績のある市町村の取組を参考に啓発授業のマニュアル化や共通教材の整備などを進めていく必要がある。
- ・ 啓発授業に取り組む市町村の段階的な増加に向けては、現在、取組実績がない市町村に対しては、他の市町村や県選管が実施する啓発授業を参観してもらうことや、研修の開催などにより、イメージを掴んでもらうなどの取組も必要と考えられる。
- ・ 体制上、市町村単独での対応が難しい場合には、他の市町村との連携や、県選管（県選管出張所を含む）との連携での対応についても検討していく必要がある。例えば、県選管あるいは県選管出張所が講師として対応することとし、実施に係る学校との調整や模擬投票等の準備を市町村が対応するといった役割分担が可能であるほか、総務省の主権者教育アドバイザーの活用も効果的であると考えられる。
- ・ また、小学校における取組拡大を円滑に進めていくには、小学校を所管する市町村教育委員会と市町村選管の連携が必要と考えられるため、ロードマップには、上記二者の連携促進の必要性についても盛り込んでいくべきと考える。

(4) 県教委（教育事務所）と連携した取組メニューの展開

- ・ (1)の取組メニュー完成後は、(2)の教員への啓発を行いながら、実際に学校において取組メニューに基づき取組を進めていくことが想定される。
- ・ 通常、啓発授業は学校からの申込に応じて実施するが、県教育委員会と連携し、学校の新規開拓を図りながら、実践するよう努められたい。
- ・ 具体的には、各教育事務所に対して試行的に実施する学校の選定を依頼し、選定された学校において取組メニューにある取組を実施する方法が考えられる。
- ・ 試行と、教材や授業の改善、教員による見学などを並行して行うとともに、試行を実施する学校の段階的な増加に取り組み、実績の増加を図るほか、取組メニューのフィードバックをメニューや教材に反映するなど、ブラッシュアップを図ることが望まれる。

参 考 资 料

沼宮内高等学校 明るい選挙啓発授業



めいずいくん
(明るい選挙「イメージキャラクター」)

岩手県明るい選挙推進協議会

岩手県知事・県議会議員選挙

投票日

9/3日

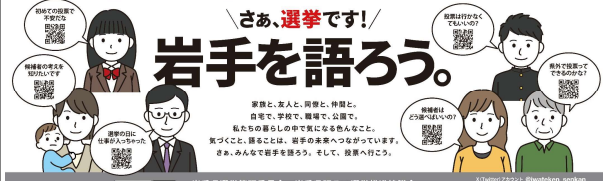
期日前投票

岩手県知事選挙
8月18日(金)～9月2日(土)

県議会議員選挙
8月26日(土)～9月2日(土)

さあ、選挙です!

岩手を語ろう。



家族と、友人と、同僚と、仲間と。
自宅で、学校で、職場で、公園で。
私たちの暮らしの中で気軽にできること。
気づくこと、語ることは、岩手の未来へつながっています。
さあ、みんなで岩手を語ろう。そして、投票へ行こう。

【岩手県】

岩手県選挙管理委員会・岩手県明るい選挙推進協議会

Twitter: @election_senkan
https://www.pref.iwate.jp/election/2022/09/03.html

どうして
選挙をするんだろう?

みんなが生活していて

○困っていること

○こうなればいいな

と思うことは

ありませんか?

たとえば…

- ・ バスの本数を増やしてほしい
- ・ 保育園を増やしてほしい
- ・ 道路を整備してほしい
- ・ 物価の上昇を抑えてほしい

みんなで話し合う
ことが必要ですが…



なぜ「選挙」をするの？

「代表者」を選ぶため！

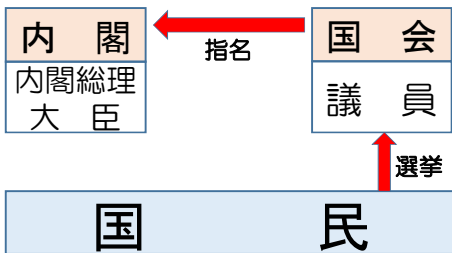
選挙で選ばれた議員



私たちの「代表者」





議院内閣制



税金の使い道や法律を決めるのは、
選挙で選ばれた議員



【税金の使い道】

- 教育** 学校や図書館などの整備 
- 防災** 消防や警察などの安全を守るもの
- 福祉** 病院や保育園、介護施設の充実
- 公共事業** 道路や公共交通機関などの整備
- 環境** 地球温暖化、ゴミ処理問題 
- 復興** 被災地の復旧・復興

代表者の役割

政策として実現させる



みんなの意見を
吸い上げる

選挙の役割を整理しよう

選挙では、**有権者**、**候補者（代表者・政治家）**の両方に役割がある！

【有権者の役割】

自分の意見を議会で主張してくれる候補者を選び（=選挙）、自分の意見を政策として実現してもらう。

【代表者（政治家）の役割】

有権者の意見（公約）を議会で主張し、**有権者の意見を政策として実現する。**



有権者の代理人としての役割

私たちは「有権者」

選挙を通じて政治に参加すること



「権利」であると同時に、**国家・社会の一員としての「責務」**

14

選挙運動について

15

選挙運動とは？

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票してもらうための直接又は間接的な活動



選挙が公正に行われるよう、**一定のルール**が定められている。

16

注意しよう！

- 選挙運動ができるのは**18歳**から！
→**17歳**の人が**友人や親戚に投票を依頼**することは**禁止**
- インターネット上での選挙に関する発言が**選挙運動**になることがある！
→例えば、「X（旧ツイッター）の**再投稿（リツイート）**」は選挙運動に該当する可能性が高いと言われている。

17

禁止されている選挙運動

○買収



○飲食物の提供



○戸別訪問



○人気投票の公表



18

本日は模擬投票を
やってみます。

19

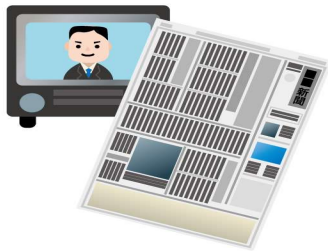
自分の意見と一致する 候補者の見つけ方

- 1 候補者の公約（＝約束）
を知る

20

公約を知るために…

新聞・テレビ



21

公約を知るために…

街頭演説

駅前などで、候補者が
有権者へ直接政策を訴
えるもの。

政見放送

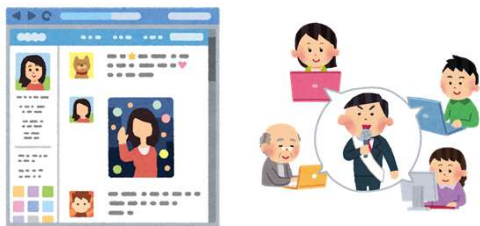
候補者や政党が、テ
レビ等で自身の政策
や主張を述べる。



22

公約を知るために…

ホームページ・SNSなど



23

公約を知るために…

選挙公報



24

自分の意見と一致する候補者の見つけ方

- 1 候補者の公約（約束）を知る
- 2 **公約を評価する**

25

争点

選挙で議論される政策（テーマ）

25

政策の優先順位を決めよう

争点:暮らし、雇用、高齢者、子育て若者、防災

候補者	政策					総合評価		
	優先順位	1位	2位	3位	4位	5位	合計	順位
	争点							
内丸 潤		点×5	点×4	点×3	点×2	点×1	点	位
石神 いずみ		点×5	点×4	点×3	点×2	点×1	点	位
小本川 こうた		点×5	点×4	点×3	点×2	点×1	点	位

25

皆様の清き一票を！

高齢者

雇用

暮らし

内丸 潤
未来党 うしじまのじゅん

25

★より良い岩手町を！★

子育て
雇用
若者

4 持続可能な岩手町にします！

・政策を充実させるために、町民税を1,500円だけ増税させていただきます！



石神 いずみ
理想党

29

皆様の暮らしを豊かにします！

防災

暮らし

高齢者

4 無駄のない行政運営を目指します

町が行う各種事業を見直し、財政の最適化を図ります。

X (twitter)、instagramやっています！フォロー大歓迎！
▼▼▼「小本川 こうた」で検索してください！▼▼▼



無所属
おもとがわ
小本川 こうた

30

各候補者の公約を評価しよう

- ぜひ実現してほしい = 3点
- できれば実現してほしい = 2点
- 優先順位はさほど高くない = 1点
- ふれていない = 0点

31

もし、同点になったら…

- 優先順位の高い政策の得点が高い方
 - ふれていない政策が少ない方
- など、**自分で考えて**決めよう！

32

自分の意見と一致する候補者の見つけ方

- 1 候補者の公約（約束）を知る
- 2 公約を評価する
- 3 **投票する候補者を決める**

33

自分の意見と一致する候補者の見つけ方

- 1 候補者の公約（約束）を知る
- 2 公約を評価する
- 3 投票する候補者を決める
- 4 **投票に行く**

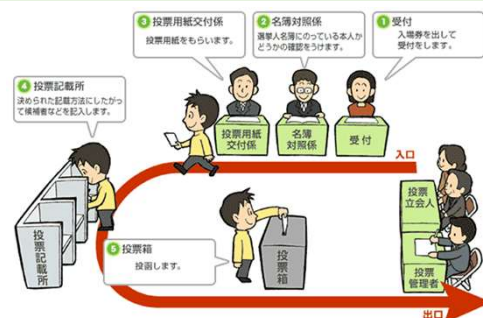
34

模擬投票！

35

模擬投票と開票作業

投票の流れ



35

選挙クイズ! 第1問

Q 令和5年9月3日に行われた岩手県知事・岩手県議会議員選挙の予算はおよそいくら?

- ア 約1億円
- イ 約5億円
- ウ 約11億円



37

選挙クイズ! 第1問

A ウ 約11億円

- 投票用紙の印刷、輸送
- 投票所や開票所の設置
- 選挙公報の印刷経費
- 立候補者の使用する選挙運動用自動車などの選挙運動費用の一部 など…

38

選挙クイズ! 第2問

Q 令和5年9月3日執行の岩手県知事選挙の18歳~19歳の投票率は?

- ア 31.14%
- イ 41.39%
- ウ 68.10%
- エ 72.58%

39

選挙クイズ! 第2問

A イ 41.39%

- ア 31.14% →20歳~24歳
 - イ 41.39% →18歳~19歳
 - ウ 68.10% →60歳~64歳
 - エ 72.58% →70歳~74歳
- ※抽出調査による推計値

40

選挙クイズ! 第3問

Q 令和5年9月3日執行の岩手県議会議員選挙の全選挙区の候補者数は?

- ア 65名
- イ 75名
- ウ 85名

41

選挙クイズ! 第3問

A ア 65名

ちなみに、岩手町を含む八幡平選挙区(定数2名)には3名の候補者が立候補した

42

ちなみに、
投票日に投票所に行けない場合は・・・

43

様々な投票制度

投票日に用事があって投票へ行けない

→ 期日前投票



選挙期間中、出張や入院で投票へ行けない
(選挙権がある市町村にいない場合)

→ 不在者投票



44

仕事等で海外に住んでいる

→ 在外投票制度



船に乗って遠くの海で仕事をしている

→ 洋上投票制度



南極地域観測隊として南極にいる

→ 南極投票制度



45

18歳になったら、
みんな投票できる！
↓
かと、思いきや・・・

46

「住民票」 を確認しましょう！

今住んでいる住所地に住民票がある

YES



3ヶ月以上
住んでいる

YES

今住んでいる住所
地で投票できる

NO

NO

住民票を移して3ヶ月
経っていない場合は、
引越す前の旧住所地で
投票することができます

47

住民票はどうやって移すの？

引越し前

① 転出届を提出し、
転出証明書を受け取る



今住んでいる住所地の
市町村で

引越し後

② 転出証明書を添えて、
転入届を提出



新しく住む住所地の
市町村で

48

開票結果 発表！

公約を評価するポイント

- 1 具体的ですか？
→何をやってくれますか？
- 2 耳当たりのよいことばかりではないですか？
→本当に実現できますか？
- 3 予算の裏付けはありますか？
→費用はどうしますか？

投票した後も大事！

選挙は投票して終わりではありません！



選挙後は、当選した代表者の働きぶりを必ずチェック！
→ちゃんと有権者の思いを実現しようとしているか？

投票した後も大事！

次の選挙で代表者＝政治家を評価する

選挙の大切な役割のひとつ



選挙の歴史～選挙権の拡大～

制定年 (実施年)	資 格
1889 (1890)	直接国税15円以上収めた、25歳以上の男子
1925 (1928)	25歳以上の男子 ※税の制限なくなる
1945 (1946)	20歳以上の男子・女子 ※女性が選挙権獲得
2015 (2016)	18歳以上の男子・女子

→ 70年ぶりの拡大

でも…
どうして18歳以上に引き下げられたの？



- 若い世代に政治や社会に関わってほしいから
- 世界の選挙権の流れ (全体の92%が18歳)

最近の選挙と投票率



さあ、選挙です！ 岩手を語ろう。



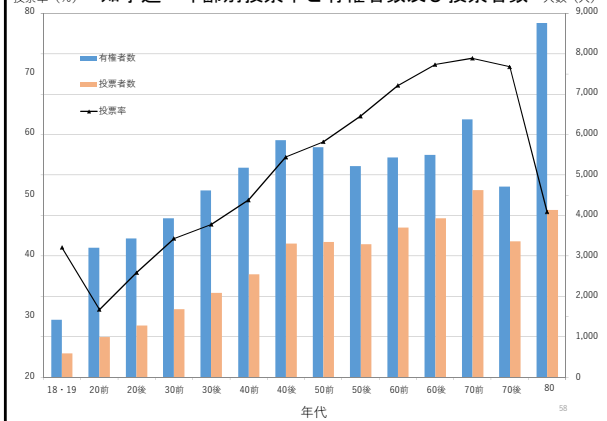
投票日 9/3日

岩手県知事・県議会議員選挙

＜投票率＞
R5.9.3
岩手県
知事選挙
56.63%

県議会議員選挙
56.08%

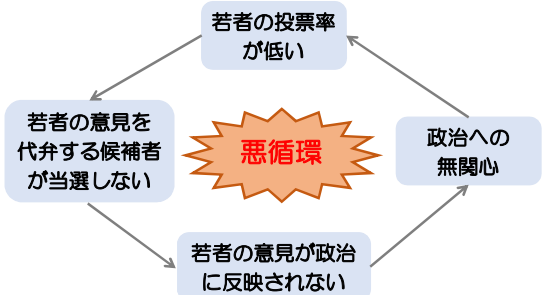
投票率 (%) 知事選 年齢別投票率と有権者数及び投票者数



＜投票率＞
R4参院選
岩手県
55.38%

↓
過去最低の投票率

若者の投票率が低いことによる影響



自分の未来を守るために選挙に行こう！

選挙は…

- ・ 選挙は代表者を選ぶための「手段」であって投票することが「目的」ではありません。
- ・ 自分の投票した1票が活かされているかしっかりとチェックしましょう。
- ・ 皆さんの意見を政策として実現し、社会をより良くするための大切な機会です。

61

ご静聴ありがとうございました。

Twitter、Facebookもチェックしてね！
アカウント名：iwateken_senkan
または
「岩手県選挙管理委員会」で検索

62

令和4年度 選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査報告書

令和5年10月

選挙出前授業の実施校数及び受講生数

	小学校									
	(1) 選挙に関する講義等 (話し合い活動(グループワーク等)、選挙クイズ含む)のみ 行ったもの		(2) 模擬選挙のみ行ったもの		(3) 選挙に関する講義等と 模擬選挙をあわせて行ったもの		(4) 左記(1)、(3)のうち、 話し合い活動(グループワーク等)を 行ったもの		合計 (1) + (2) + (3)	
	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数
北海道	0	0	4	335	86	5,714	13	751	90	6,049
青森県	1	30	0	0	11	433	0	0	12	463
岩手県	0	0	0	0	4	181	0	0	4	181
宮城県	0	0	2	92	13	654	0	0	15	746
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	24	0	0	1	36	0	0	2	60
福島県	1	5	2	104	12	759	3	173	15	868
茨城県	0	0	1	52	4	266	4	266	5	318
栃木県	1	11	0	0	0	0	0	0	1	11
群馬県	0	0	0	0	2	77	0	0	2	77
埼玉県	0	0	0	0	17	1,224	0	0	17	1,224
千葉県	0	0	23	2,389	7	625	1	63	30	3,014
東京都	1	96	34	2,651	81	6,158	0	0	116	8,905
神奈川県	1	105	1	48	97	9,129	0	0	99	9,282
新潟県	0	0	0	0	7	193	1	12	7	193
富山県	0	0	0	0	6	198	0	0	6	198
石川県	0	0	0	0	8	423	0	0	8	423
福井県	0	0	0	0	24	714	0	0	24	714
山梨県	0	0	0	0	5	308	0	0	5	308
長野県	5	387	0	0	1	46	0	0	6	433
岐阜県	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20
静岡県	0	0	0	0	9	558	0	0	9	558
愛知県	0	0	1	69	110	7,703	0	0	111	7,772
三重県	1	17	0	0	2	99	0	0	3	116
滋賀県	0	0	0	0	16	773	0	0	16	773
京都府	0	0	0	0	5	243	4	219	5	243
大阪府	0	0	0	0	28	1,445	2	109	28	1,445
兵庫県	0	0	1	12	10	538	0	0	11	550
奈良県	0	0	0	0	1	30	0	0	1	30
和歌山県	0	0	0	0	2	27	0	0	2	27
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	1	11	0	0	1	11
岡山県	0	0	0	0	4	265	0	0	4	265
広島県	0	0	1	10	10	480	0	0	11	490
山口県	0	0	0	0	2	77	0	0	2	77
徳島県	0	0	0	0	2	98	0	0	2	98
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	1	20	0	0	0	0	1	20	1	20
高知県	0	0	0	0	1	124	0	0	1	124
福岡県	0	0	0	0	48	3,274	0	0	48	3,274
佐賀県	1	45	0	0	0	0	0	0	1	45
長崎県	1	38	0	0	15	800	0	0	16	838
熊本県	0	0	0	0	23	1,163	0	0	23	1,163
大分県	0	0	0	0	16	609	0	0	16	609
宮崎県	2	264	0	0	6	832	0	0	8	1,096
鹿児島県	1	3	0	0	49	2,136	5	80	50	2,139
沖縄県	0	0	0	0	4	394	0	0	4	394
合計	18	1,045	70	5,762	751	48,837	35	1,713	839	55,644

選挙出前授業の実施校数及び受講生数

	中学校									
	(1) 選挙に関する講義等 (話し合い活動(グループワーク等)、選挙クイズ含む)のみ 行ったもの		(2) 模擬選挙のみ行ったもの		(3) 選挙に関する講義等と 模擬選挙をあわせて行ったもの		(4) 左記(1)、(3)のうち、 話し合い活動(グループワーク等)を 行ったもの		合計 (1) + (2) + (3)	
	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数	実施学校数	受講生数
北海道	1	140	0	0	15	1,328	1	18	16	1,468
青森県	2	299	0	0	2	134	0	0	4	433
岩手県	0	0	0	0	2	344	1	150	2	344
宮城県	0	0	0	0	3	273	0	0	3	273
秋田県	1	210	0	0	1	242	0	0	2	452
山形県	1	132	0	0	0	0	0	0	1	132
福島県	7	465	10	481	16	1,251	21	1,660	33	2,197
茨城県	0	0	1	170	1	139	1	139	2	309
栃木県	2	96	0	0	0	0	0	0	2	96
群馬県	1	553	0	0	4	357	0	0	5	910
埼玉県	1	282	0	0	16	2,544	0	0	17	2,826
千葉県	8	2,953	0	0	0	0	0	0	8	2,953
東京都	18	5,023	1	160	25	4,433	4	382	44	9,616
神奈川県	5	1,460	0	0	2	162	0	0	7	1,622
新潟県	2	151	0	0	1	35	0	0	3	186
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	10	735	0	0	10	735
福井県	1	179	0	0	1	25	0	0	2	204
山梨県	3	414	0	0	4	296	0	0	7	710
長野県	3	490	0	0	1	21	1	21	4	511
岐阜県	0	0	1	55	0	0	0	0	1	55
静岡県	0	0	0	0	5	242	0	0	5	242
愛知県	1	45	0	0	17	2,419	0	0	18	2,464
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	1	64	0	0	1	77	0	0	2	141
京都府	1	148	1	170	4	369	0	0	6	687
大阪府	0	0	0	0	2	193	1	128	2	193
兵庫県	1	360	0	0	1	111	0	0	2	471
奈良県	1	68	0	0	1	53	0	0	2	121
和歌山県	0	0	0	0	1	176	0	0	1	176
鳥取県	0	0	0	0	1	83	0	0	1	83
島根県	1	145	0	0	0	0	0	0	1	145
岡山県	2	1,618	0	0	2	130	0	0	4	1,748
広島県	3	937	1	124	1	72	0	0	5	1,133
山口県	0	0	0	0	1	177	0	0	1	177
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	1	84	0	0	0	0	1	84
愛媛県	2	155	0	0	0	0	0	0	2	155
高知県	0	0	0	0	2	181	0	0	2	181
福岡県	5	420	0	0	1	50	0	0	6	470
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	5	1,273	0	0	15	1,586	1	203	20	2,859
熊本県	0	0	0	0	1	76	0	0	1	76
大分県	0	0	0	0	3	200	2	44	3	200
宮崎県	5	1,004	0	0	1	224	0	0	6	1,228
鹿児島県	4	548	0	0	10	1,284	0	0	14	1,832
沖縄県	0	0	0	0	1	20	0	0	1	20
合計	88	19,632	16	1,244	175	20,042	33	2,745	279	40,918

地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義と その効果

市 島 宗 典

- 一 はじめに
- 二 先行研究
- 三 本論文の位置づけ
- 四 調査対象となる主権者教育プログラム
- 五 地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果
- 六 地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義
- 七 結論
- 八 おわりに

一 はじめに

二〇一五年六月に公職選挙法が改正され、二〇一六年の参議院議員通常選挙から一八歳選挙権がスタートした。

これまで日本では十分な主権者教育が行われておらず、一八歳選挙権の実現により、その必要性がクローズアップされている。

近年の各種選挙における投票率の低下に対し、日本学術会議は、初等中等教育における主権者教育重視への転換および生涯学習としての主権者教育の体制の確立を提言¹⁾した。また、一八歳選挙権の実現に伴い、主権者教育の必要性が叫ばれ始め、文科科学省も総務省と連携し、高等学校における主権者教育用副教材²⁾を作成した。わが国において主権者教育の議論が急激に高まり、その手法をどうすべきかについて検討していくことは社会的な要請であり、かつ、急務であると考えられる。

日本においては、主権者教育の手法を理論的背景から検討したものはほぼないのが現状であり、小中高それぞれのレベル別に主権者教育の手法を開発し、その内容が広く社会に普及し、実践されるようになれば、より効果的に主権者教育を実施することができるものと考えられる。さらに将来的には、昨今危惧されている若年層の政治参加の低下を解決に導く可能性があるものと期待される。

したがって本論文では、これまで地方自治体と大学とが連携して主権者教育の手法を開発し、実施してきた経緯をふまえ、その効果の検証を試み、その意義について考えていくことにしたい。

二 先行研究

これまで行われてきた主権者教育に関する研究を俯瞰してみると、中学校や高等学校の教員が中心となって主権者教育に当たる授業の事例を紹介しているもの(杉浦二〇〇八年、杉浦二〇一三年、日本シティズンシップ教育フォーラム二〇一五年、橋本二〇一四年等)、海外の主権者教育の事例を紹介しているもの(北山二〇一四年、

ピースタ二〇一四年、長沼・大久保（二〇二二年等）が多数であり、主として教育学の領域で行われてきたものである。

政治学の領域では、政治参加や政治的社会化といった議論の中で、若年層の投票率はなぜ低いのかという観点から若年層の政治意識を研究の対象としてきたが、有権者となる前の小中高生を対象として、投票意欲を涵養させるための主権者教育の手法を具体的に検討してきた事例はかなり限られている（築山・小林 二〇一一年）。

主権者教育の主な目的は、有権者となる前の若年層に対して投票することの意義を伝え、積極的に政治に参加する有権者を育てていくことであり、このことは、政治学の領域においても必要不可欠な論点であると考ええる。

三 本論文の位置づけ

本論文で研究の対象としている愛知県においては、二〇〇五年度より、若年層に対する選挙啓発事業の一環として、県選挙管理委員会および市町村選挙管理委員会が模擬投票を用いた主権者教育を「選挙出前トーク」として実施している⁽³⁾。

本論文では、筆者および筆者が担当するゼミナールに所属する学生が、愛知県豊田市選挙管理委員会と連携して開発および実施した模擬投票を軸とした主権者教育プログラムを対象とし⁽⁴⁾、中でも最も実施量が多い、小学校における主権者教育を分析の対象とする。

具体的には、まず、地方自治体と大学との連携による主権者教育プログラムの受講児童を対象として実施した事前意識調査および事後意識調査の結果を取りまとめ、その効果を検証する。さらに、主権者教育を受け入れる側の小学校の担当教員、および、主権者教育を提供する側の地方自治体（選挙管理委員会事務局）に対するアン

ケート調査をふまえ、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について検討することで、主権者教育の今後の課題を探っていくことにしたい。

四 調査対象となる主権者教育プログラム⁽⁵⁾

本論文が対象とする、豊田市選挙管理委員会が主管で二〇一六年度中に実施した「選挙出前トーク」は、二〇一六年一月二八日から二〇一七年二月一七日の期間に市立小学校一五校で実施され、六年生が一五校八五六名、五年生が七校五八名の合計九一四名が受講した。

実施した主権者教育プログラムは、以下に内容を説明する A 案・B 案・C 案の三案であり、豊田市選挙管理委員会事務局が「選挙出前トーク」の実施を希望した各小学校の担当教員に企画案を示し、実施プログラムを選択してもらった。その結果、A 案実施校が六校（五年生三校二二名、六年生六校三二四名）、B 案実施校が七校（五年生三校二九名、六年生七校四三三名）、C 案実施校が二校（五年生一校八名、六年生二校九九名）であった。

主権者教育プログラム A 案は、投票のための情報収集方法を学ぶ企画である。児童が能動的な争点学習を行うことにより、投票行動決定の方法を学び、選挙公営により使用されているものを解説した上で、実際に目にして学ぶことを目的としている。具体的な手順としては、まず、授業の概要説明を行い（七分）、次に、選挙の際に候補者についての情報を知る手段としてのポスター、選挙公報および政見放送について紹介し、それらを順に見ながらワークシートの穴埋めを行うワーク（二五分）、模擬投票（二五分）、最後にインタビュー、質疑応答およびまとめを行う（八分）ものである⁽⁶⁾。

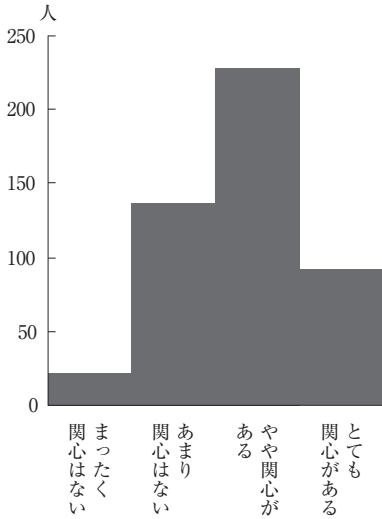
主権者教育プログラムB案は、正しい情報を得る大切さを学ぶ企画である。内容を知らないで投票することによって陥る「投票の罠」について理解してもらい、正しい情報を得て投票する大切さを考えるきっかけをつくり、自ら考えて投票することのできる主権者を育てることを目的としている。具体的な手順としては、まず、授業の概要説明を行い（二分）、次に、具体的な事例から情報をきちんと確認しないと自分の望む結果にならないことを説明し、実際の選挙でも同様に意図しない結果になりうるという「投票の罠」について学び（二〇分）、模擬投票（二五分）、授業内容の復習を兼ね、正しく情報を伝える（受け取る）伝言ゲームを行い（二〇分）、最後にインタビュー、質疑応答およびまとめを行う（八分）ものである。

主権者教育プログラムC案は、投票にいたる手順を学ぶ企画である。公示日から投票日までの様子が示された複数の写真を読み解き、その内容から写真を投票までの正しい手順に並び替えてもらい、投票にいたるまでの一連の手順を学ぶことを目的としている。具体的な手順としては、まず、授業の概要説明を行い（二分）、次に、児童を数名ずつのグループに分け、公示日から投票日までの場面が示された写真を見ながら、その順番を話し合い、ワークシートに記入していき、各グループでの作業終了後、答え合わせおよび解説を行い（二〇分）、立候補者演説（三分）、模擬投票（二五分）の後に、インタビュー、質疑応答およびまとめを行う（五分）ものである。

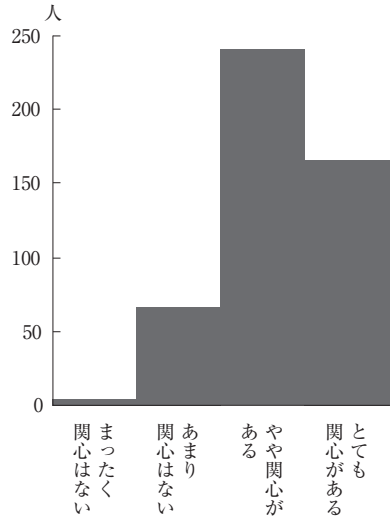
五 地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果

地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果を検証するにあたり、本論文で使用する事前意識調査および事後意識調査については、主権者教育プログラム受講の直前および直後に各小学校において、受講者全員を対象に実施した。本論文の分析においては、条件を揃えるために、政治および選挙について学習する六年生のみを

図表 2 政治に対する関心
(主権者教育受講前)



図表 1 社会に対する関心
(主権者教育受講前)

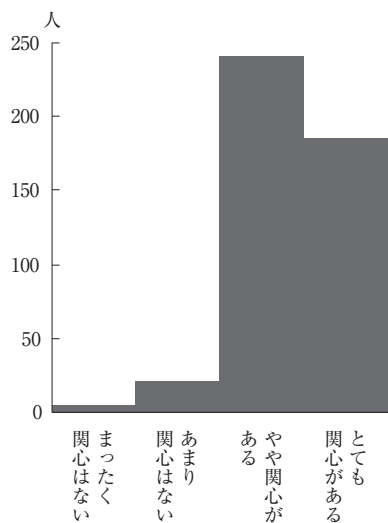


その対象とし、全ての設問に回答したサンプルのみを使用することとした。最終的なサンプル数は四七九人である。

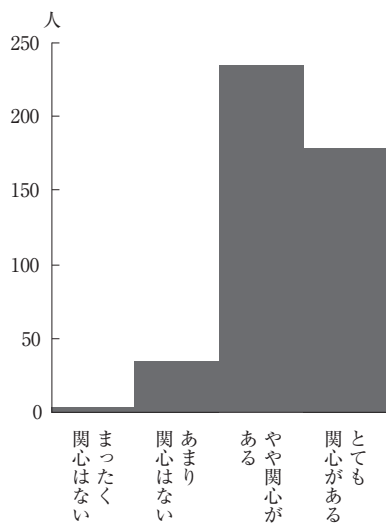
まず、意識調査の単純集計から、主権者教育の効果について検討してみたい。社会および政治に対する関心についてであるが、事前調査で社会に対する関心があるかどうかを尋ねたところ、八五・〇%の児童がとても関心がある、あるいは、やや関心があると回答した(図表1)。一方、政治に対する関心があるかどうかの設問については、それが七割を下回る六六・八%となった(図表2)。小学校六年生の時点ですでに、社会に対する関心はあっても、政治に対する関心は低いという興味深い結果となった。

事後調査で同様の質問をしたところ、社会に対する関心については八六・一%が、政治に対する関心については約九割にのぼる八八・九%が、とても関心がある、あるいは、やや関心があると回答した(図表3・図表4)。事前調査では、全体として政治に対する関心よりも社会に対する関心の方が高い傾向があったが、事後調査にお

図表4 政治に対する関心
(主権者教育受講後)



図表3 社会に対する関心
(主権者教育受講後)

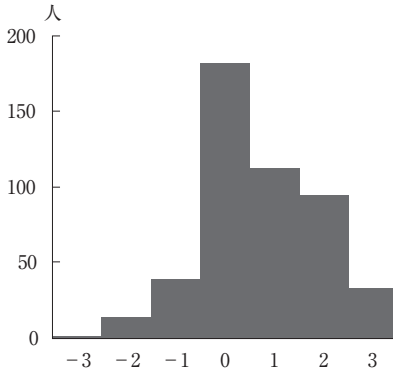


いては、社会に対する関心よりむしろ政治に対する関心の方が高くなっていることがわかる。

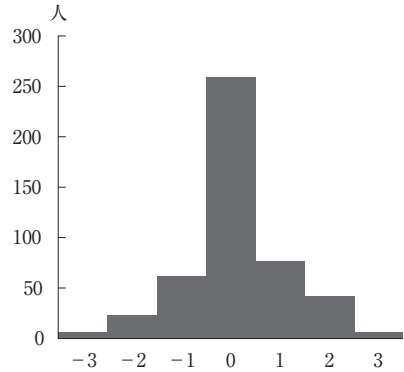
また、それらを個別ケースでみた場合、社会に対する関心については、過半数の五四・三％に変化がなく、二六・四％のみが関心を高めたが(図表5)、政治に対する関心については、変化がみられなかったのが三八・〇％であり、過半数を上回る五〇・九％が関心を高めたことがわかった(図表6)。社会および政治に対する関心については、主権者教育の受講前は、社会に対する関心よりも政治に対する関心が低いことがわかったが、主権者教育を受講することによって、それが大幅に改善されることがみてとれる。

次に、社会および政治についての学習意欲についてみる。事前調査において、社会についての学習が好きかどうか尋ねたところ、八四・〇％の児童がとても好き、あるいは、やや好きと回答した(図表7)。一方、政治についての学習になると、その割合は7割を下回る六七・二％となり、あまり好きではない、あるいは、まったく好きではないが約三分の一にのぼる三二・七％を占める

図表 6 政治に対する関心の変化
(主権者教育受講前後)



図表 5 社会に対する関心の変化
(主権者教育受講前後)

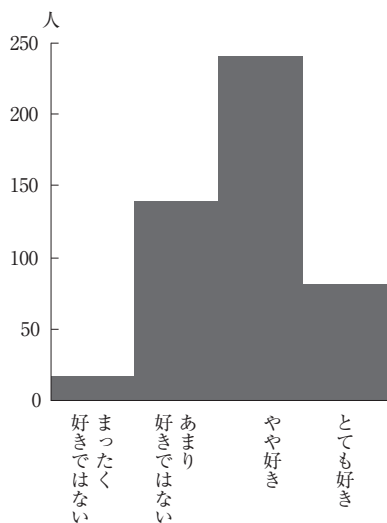


(図表 8)。ヒストグラムの形状も図表 1 と図表 7、図表 2 と図表 8 はほぼ同じ形状を示しており、学習意欲の高さあるいは低さが関心の程度と連動していることが推測される。

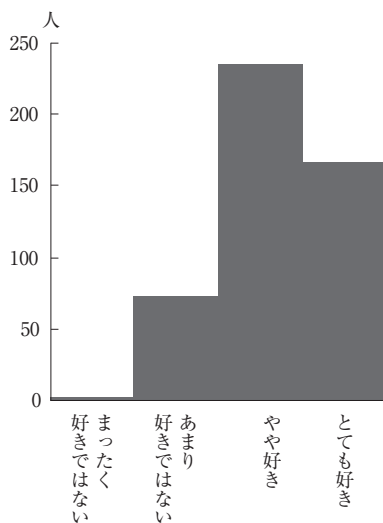
事後調査で同様の質問をしたところ、社会についての学習意欲、政治についての学習意欲いずれも八割以上でとても好き、あるいは、やや好きと回答した(社会 八三・一%、政治 八二・二%) (図表 9・図表 10)。学習意欲については若干、政治の方が低い傾向がみられるが、ヒストグラムの形状をみると、事前調査ではやや好きの次に多かった回答はあまり好きではないであったものが、社会についての学習意欲と同様に、やや好きの次にとても好きが多くなり、その形状が似通ったものとなったことがよくわかる。

また、それらを個別ケースでみた場合、社会についての学習意欲についても、政治についての学習意欲についても変化しなかった児童が最頻値(社会 五六・二%、政治 四二・八%)ではあるが、社会についての学習意欲については二五・四%が、政治についての学習意欲については四四・九%が学習意欲を高めたという結果となった(図表 11・図表 12)。政治というものに対する学習意欲は、小学校六年生時点においても、主権者教育の受講前は社会に対する学習意欲と比較して低いことがわかったが、主権者教育を受講することによって、その否定的な

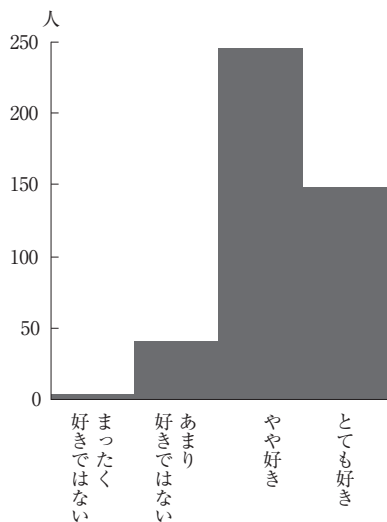
図表 8 政治についての学習意欲
(主権者教育受講前)



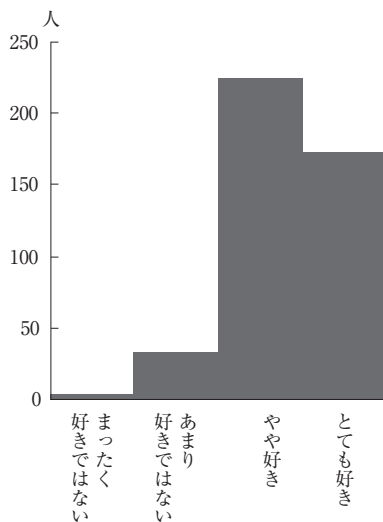
図表 7 社会についての学習意欲
(主権者教育受講前)



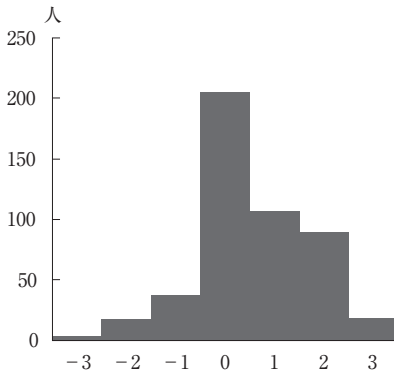
図表 10 政治についての学習意欲
(主権者教育受講後)



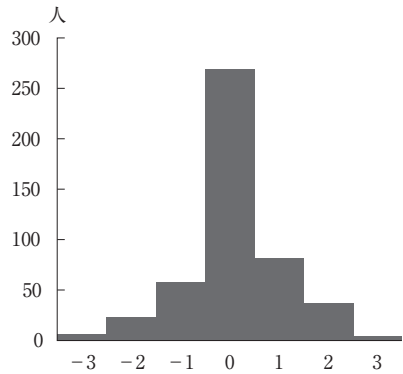
図表 9 社会についての学習意欲
(主権者教育受講後)



図表 12 政治についての学習意欲の変化
(主権者教育受講前後)



図表 11 社会についての学習意欲の変化
(主権者教育受講前後)



イメージがより払拭されることが明らかとなった。

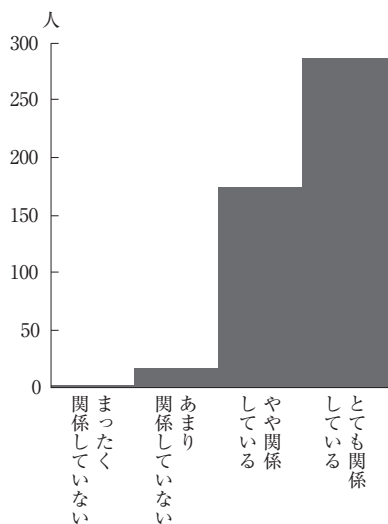
さらに、自分の生活と政治はどのくらい関係しているかとの質問については、事前調査においては、やや関係しているとの回答が最頻値(四〇・七%)であり、まったく関係していない、あまり関係していないという回答の合計も一九・八%と二割近くあった(図表13)。事後調査においては、まったく関係していない、あまり関係していないという回答の合計が三・八%にとどまった一方で、とても関係しているが最頻値(五九・九%)となり、ほぼ六割の児童がとても関係していると回答した(図表14)。

また、それらを個別ケースでみた場合、五五・七%の児童は回答に変化はなかったが、三八・四%の児童がより関係している方向に回答していることがわかった(図表15)。

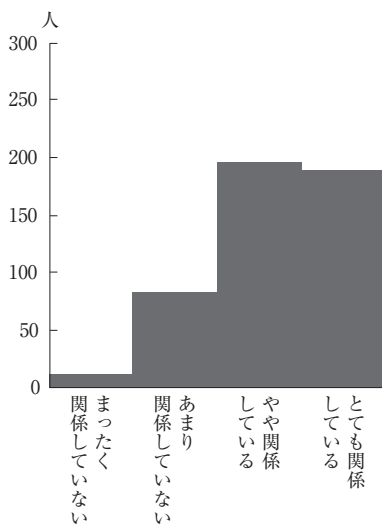
主権者教育の中で、直截的に生活と政治はかかわっていると言及することはほとんどないにもかかわらず、選挙の意義を伝える中で、児童自身が生活と政治が密接にかかわっていると理解していることを示すものと考えられ、主権者教育を行う意義が示されているものと言えよう。

単純集計の最後に、投票義務感についてであるが、事前調査においては、投票するしないは自由であるとの回答が一二・五%、投票はな

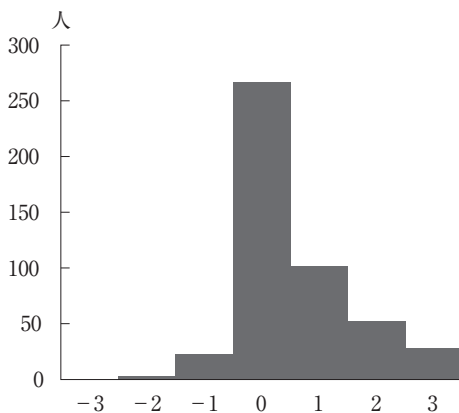
図表 14 生活と政治のかかわり
(主権者教育受講後)



図表 13 生活と政治のかかわり
(主権者教育受講前)



図表 15 生活と政治のかかわりについての変化
(主権者教育受講前後)



るべくした方が良いとの回答が五三・九%、投票は必ずしなくてはならないとの回答が三三・六%となり、投票はなるべくした方が良いとの回答が最頻値となった(図表16)。一方、事後調査においては、投票するしないは自由であるとの回答が五・八%と半分以上減少し、投票はなるべくした方が良いとの回答が四一・八%、投票は必ずしなくてはならないとの回答が五二・四%と、投票は必ずしなくてはならないとの回答が過半数となり、最頻値となった(図表17)。

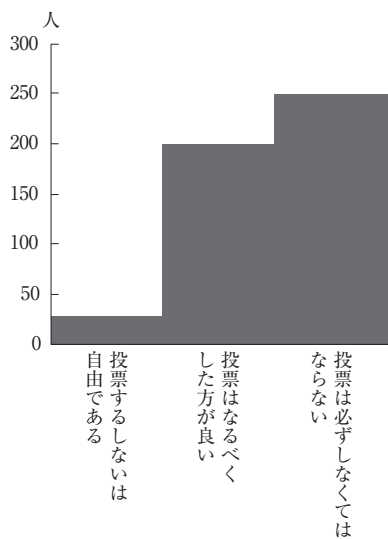
また、それらを個別ケースでみた場合、約三分の二にあたる六六・二%の児童に意識の変化はみられなかったが、約三割にあたる二九・一%の児童が投票義務感を増幅させる結果となった(図表18)。

わが国において、投票は義務ではなく権利であり、主権者教育の中では、投票に行かなければならないということにはふれていないにもかかわらず、主権者教育を通して選挙の意義を学んでいく中で、投票に行くべきであるという考えを持つていった様子が垣間みられる。

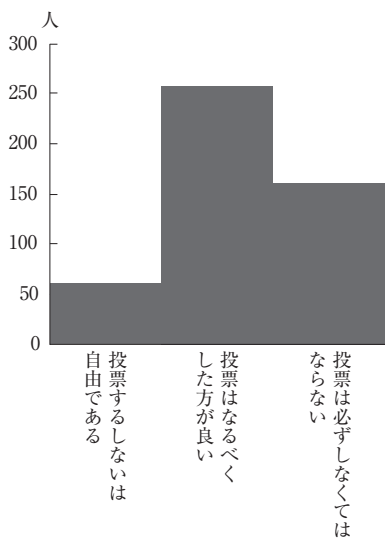
これまで、単純集計の結果から、地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果について検討してきたが、それらの結果をふまえ、主権者教育を受講する前と後で投票意欲を規定する要因が異なっているのか、異なっているとすれば、どのように異なるのかについて検証を行うことで、地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果についてまとめてみることにしたい。

具体的には、主権者教育受講前後において投票意欲がどのような変数によって規定されるかについて探る。分析手法としては、構造方程式モデリング(SEM)を用いる。従属変数としては投票意欲を、観測変数としては社会に対する関心(図表中の変数名(以下、同じ)≡社会関心)、政治に対する関心(政治関心)、社会についての学習意欲(社会学習)、政治についての学習意欲(政治学習)、政治についての会話の度合い(政治会話)、新聞ニュースへの接触度合い(新聞)、テレビニュースへの接触度合い(テレビニュース)、インターネットニュース

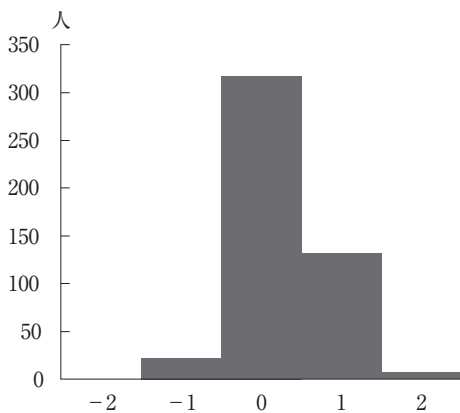
図表 17 投票義務感
(主権者教育受講後)



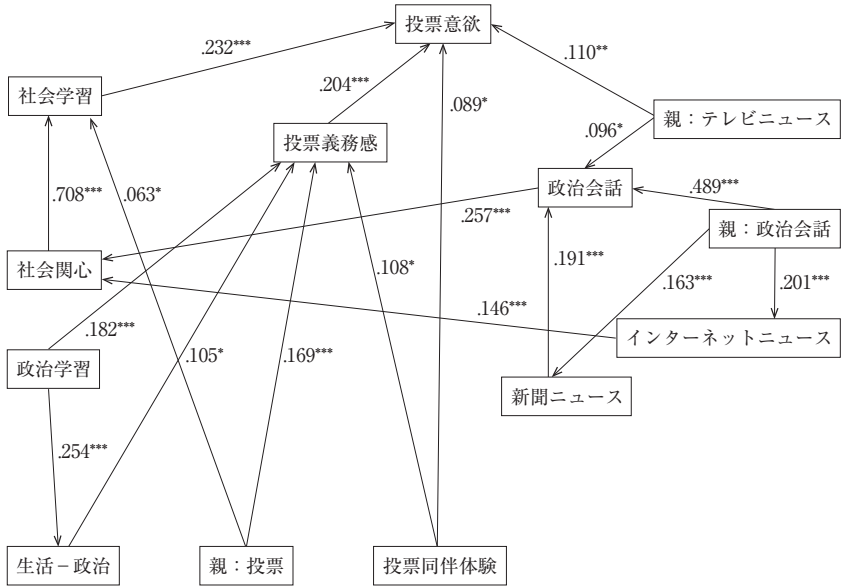
図表 16 投票義務感
(主権者教育受講前)



図表 18 投票義務感についての変化
(主権者教育受講前後)



図表 19 投票意欲の規定要因 (主権者教育受講前)

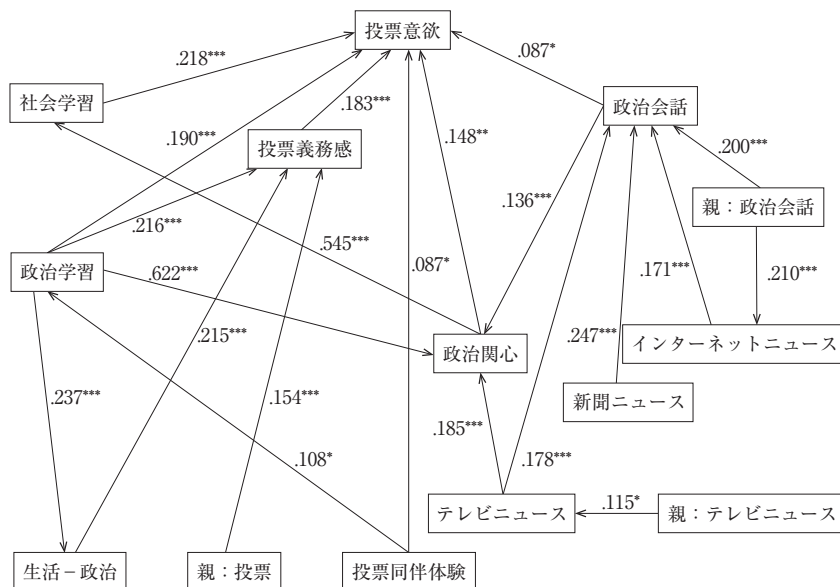


*** ≤ .005 ** ≤ .01 * ≤ .05
 N=479 $\chi^2=507.498$ d.f.=73 p=.000
 GFI=.871 AGFI=.815 RMSEA=.112

への接触度合い (インターネットニュース)、生活と政治との関係性 (生活-政治)、投票義務感、親のテレビニュースへの接触度合い (親:テレビニュース)、親の政治についての会話の度合い (親:政治会話)、親の投票習慣 (親:投票)、親の投票への同伴経験 (投票同伴経験) とする。

まず、主権者教育受講前の時点において、児童の投票意欲を直接規定していたものは、影響力の強い順に、社会についての学習意欲、投票義務感、親のテレビニュースへの接触度合い、親の投票への同伴経験となっており、親の行動に規定されている度合いが高いことが明らかとなった。また、間接的には、親の政治についての会話が児童自身の政治についての会話を規定し、それが児童の社会に対する関心を高め、社会についての学習意欲を高め、投票意欲を高めていると説明することができる。直接的にも

図表 20 投票意欲の規定要因（主権者教育受講後）



*** ≤ .005 ** ≤ .01 * ≤ .05
 N=479 $\chi^2=898.202$ d.f.=70 p=.000
 GFI=.764 AGFI=.646 RMSEA=.157

間接的にも、親の行動が児童の行動や関心、学習意欲を規定し、投票意欲へ結びついていることが示された。これは、政治的社会的議論を肯定するものである（図表19）。

また、主権者教育受講後の時点において、児童の投票意欲を直接規定していたものは、影響力の強い順に、社会についての学習意欲、政治についての学習意欲、投票義務感、政治に対する関心、政治についての会話の度合い、親の投票への同伴経験となっており、主権者教育受講前とは異なり、児童自身の意欲や意識、行動が投票意欲を規定していることが明らかとなった。間接的には、政治の学習意欲が政治に対する関心を高め、それが社会についての学習意欲を高め、投票意欲を高めていると説明することができる。直接的にも間接的にも、児童自身の意識や行動が投票意欲を規定していることが明らかとなり、主権者教育受講前との最大

の違いである (図表20)。

さらに、主権者教育受講前後の結果を比較してみると、主権者教育受講前においては、親のテレビニュースへの接触度合いが児童の投票意欲を規定したり、親の政治についての会話の度合いが児童の政治についての会話の度合いや新聞ニュースやインターネットニュースへの接触度合いに影響を及ぼしていたり、親の投票習慣が投票義務感や社会についての学習意欲へ影響を及ぼしているように、親の行動が児童の意識や行動に影響を及ぼしていることがみてとれた。一方、主権者教育受講後においては、児童の意識や行動に対する親の行動の影響が限定的となり、児童の意識や行動が親によらないことが確認できる。

このことは、主権者教育を受講していない状況においては、児童の投票意欲あるいはその他、政治や社会に対する意識は家庭環境に大きく依存していることを示すものであると理解できる。つまり、親が政治についての会話をよくしていたり、テレビニュースをよく見ていたり、投票習慣があるような家庭環境にある児童であれば、政治に関する会話をする度合いが高かったり、ニュースに触れる頻度が多かったり、社会に対する関心やその学習意欲が高く、投票意欲も高いことが示されている。また、主権者教育を受講した状況であれば、児童の投票意欲あるいはその他、政治や社会に対する意識は家庭環境に依存することなく、児童自身の政治・社会についての学習意欲や新聞・テレビ・インターネットのニュースへの接触度合いに依存するため、投票意欲を高めるには、政治や社会に対する学習意欲をかき立てたり、ニュースメディアへの接触を増やしたりする方策が求められると理解することができる。

この結果が示していることは、主権者教育を行わなければ、投票意欲は家庭環境によって規定されてしまうため、それを高める余地は少ないということである。逆に、主権者教育を行えば、家庭環境に関係なく投票意欲が規定されるため、それを高める可能性が広がることを意味する。

家庭環境と関連して、ここでひとつ強調すべき変数について考えたい。それは、親の投票への同伴経験についてである。投票意欲の規定要因についての分析の結果、主権者教育受講前の時点において、投票の同伴経験については投票意欲を直接規定し、間接的には、投票義務感を通して投票意欲を高める効果が確認された。また、主権者教育受講後においても、投票意欲を直接規定し、間接的には、政治についての学習意欲を通して投票意欲を高める効果が認められている。親の投票への同伴経験という変数は、その他の親の行動についての変数と異なり、主権者教育受講の有無に関係なく、児童の投票意欲を規定するキーとなる変数であると言える。

従来、公職選挙法では、投票所に入ることのできる子どもは幼児に限定されていたが、公職選挙法の一部改正により、二〇一六年六月よりその範囲が拡大され、児童・生徒その他の年齢一八歳未満の者も投票所に入ることができるようになった。総務省の通知によれば、その法改正の趣旨として、一八歳選挙権が実現し、若年層の投票率が極めて低いことに鑑み、早い段階から主権者としての自覚を持つてもらえるよう法改正を行ったとしている。さらに、投票所への同伴が可能となることで、家庭で選挙や投票に関することが話題になることもその効果として指摘している。また、教師が社会科学見学として学校の児童・生徒を引率することも差し支えないとしてもおり、主権者教育の一環ともなる制度改正であると考えられる。⁽⁷⁾

この公職選挙法改正は、本論文における分析結果からしても理に適うものであり、今後の選挙啓発事業において、投票所への子どもの同伴を積極的に進めることが、子どもたちの投票意欲を高めることにつながるものと言えよう。

六 地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義

最後に、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について考えていきたい。そのために、本論文で対象とした地方自治体と大学との連携による主権者教育プログラムに申し込んだ小学校の担当教員、および、その実施主体の豊田市選挙管理委員会事務局に対し、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義を問う自由記述式のアンケート調査を実施した。その結果をもとに、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について検討していくことにしたい。

まず、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義として最も評価されていたことは、小学校教員、選挙管理委員会事務局いずれからも、それを受講する小学生により年齢の近い大学生主体で主権者教育を行うことで、より親近感が湧き、より選挙や政治について伝わりやすく、児童の反応が良いことが指摘された。これは、地方自治体と大学との連携による主権者教育実施以前に、選挙管理委員会のみによる主権者教育を実施したことのある小学校の教員からは、児童の反応がより良くなったこと、また、選挙管理委員会事務局からは、児童の反応がより良くなったこととともに、学校現場の教員の反応も良くなったことが指摘された。

主権者教育そのものの直接的な効果のみならず、副次的な効果も指摘された。小学校の教員からは、年齢の近い大学生が行っていることでより親近感が湧き、主権者教育にかかわっている大学生がロールモデルとなっている側面があるようだと言及があった。また、選挙管理委員会事務局からは、大学生自身の選挙や政治に対する関心や意識を高めているのではないかとという、主権者教育を実施している側の大学生自身の主権者教育にもなっているのではないかとということが指摘された。

また、実施する主権者教育プログラムについて、複数の企画からの選択制を採用したことについては、学校の

規模、学校の特徴、政治・選挙の授業の進み具合から選択できることにより評価された。学校の規模や雰囲気は、同じ地方自治体内であっても、学校のある地域によってさまざまであることが多く、各地方自治体内部における地域性を考慮した企画を複数持つことの必要性を指摘することができる。

さらに、学校現場からは、選挙管理委員会が主権者教育を行っていることを知らなかった（広く知られていない）ことが指摘されており、その広報の手法について課題が残されている。また、主権者教育を申し込み制ではなく、全員が受けられるよう義務化すべきとの声が教育現場からもあり、この点については、主権者教育の在り方にかかわる問題であるため、選挙管理委員会のみならず、教育委員会をも巻き込んだ議論が求められる。

七 結論

本論文では、筆者および筆者が担当するゼミナールに所属する学生が、地方自治体と連携して主権者教育の手法を開発し実践してきた、模擬投票を軸とした主権者教育プログラムの効果の検証を試み、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について考えることを目的とした。そのために、主権者教育プログラムの受講児童を対象として実施した事前意識調査および事後意識調査の結果を取りまとめ、その効果を検証し、主権者教育を受け入れる側の小学校の担当教員、および、主権者教育を提供する側の地方自治体（選挙管理委員会事務局）に対するアンケート調査をふまえ、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について検討した。

まず、主権者教育プログラムの受講児童を対象として実施した意識調査の結果からは、主権者教育を受講することで、政治に対する関心やその学習意欲が高まること、自分の生活と政治とのかかわりがあるという意識や投票義務感が高まることが確認された。主権者教育受講前においては、親の政治的会話の頻度やメディア接触の頻

度、投票に同伴した経験があるかといった、親の行動が児童の投票意欲を規定していたが、受講後には、児童自身の政治関心や社会や政治についての学習意欲といった、児童自身の意識が投票意欲を規定していた。つまり、主権者教育を受講していない状況においては、児童自身の投票意欲は家庭環境に大きく依存しており、主権者教育を受講すれば、それは児童自身の学習意欲やメディア接触によって規定されるようになるということである。

この結果が示していることは、社会における主権者教育の必要性である。主権者教育なしでは、親の行動如何で子どもの投票意欲が規定されてしまい、子どもの投票意欲を高めるきっかけをつかむことが困難であるが、主権者教育を行うことで、子どもの投票意欲に対する家庭環境の影響を払拭できるため、子どもの投票意欲を向上させるチャンスが生まれるものと考えられる。

また、主権者教育を受け入れる側の小学校の担当教員、および、主権者教育を提供する側の地方自治体（選挙管理委員会事務局）を対象として実施したアンケート調査からは、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義として、それを受講する小学生により年齢の近い大学生が主権者教育を行うことは、親近感を湧かせ、児童の反応はもちろんのこと、学校現場の教員の反応も良くしていることが挙げられる。さらに、その副次的な効果としては、大学生が児童のロールモデルになりうること、また、主権者教育を実施する側の大学生自身にとつての主権者教育にもなっていることが指摘された。

八 おわりに

最後に、本研究に残された課題と今後の展望について述べ、締めくくるところにしたい。

まず、本論文では、主権者教育の実施回数が多い小学校で実施している主権者教育プログラムを対象とした分

析を行った。今後は、分析対象を中学校・高等学校・大学へと広げていくことで、それぞれの段階における主権者教育の効果について明らかにし、それらの結果を比較することで、主権者教育の効果の全体像を明らかにしていくことが求められるであろう。

また、主権者教育プログラムをより良いものとしていくために、それぞれの企画ごとの分析を進め、その特徴をあぶり出すことで、主権者教育を受け入れる（実施する）学校現場への寄与とするとともに、その成果を広く社会と共有し、主権者教育の改善およびその普及への貢献としていきたい。

さらに、本論文の結果から、主権者教育の必要性はもちろんのこと、親の投票への同伴経験が子どもの投票意欲に大きく影響していることが明らかとなった。このことは、公職選挙法の改正もふまえ、投票の際に子どもを同伴するよう勧めることは、子どもの投票意欲を向上させることに寄与することを示している。これは、現在の親世代の投票率を高める効果のみならず、将来、子どもたちが有権者となった時の投票率を高める効果が期待されるものである。

昨今、若年層の投票率の低下が叫ばれ、若年層への選挙啓発（特に臨時啓発）ばかりがクローズアップされがちであるが、親世代へ向けての選挙啓発と、その結果としての親世代の投票率向上が、将来、有権者となる子どもたちの投票率向上へつながる可能性があることを指摘するとともに、常時啓発としての主権者教育を広げていくことが極めて重要であることを述べ、締めくくりにしたい。

- (1) 日本学術会議 政治学委員会 政治学委員会政治過程分科会「提言 各種選挙における投票率低下への対応策」、二〇一四年、二〇頁。

- (2) 総務省・文部科学省『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』、二〇一五年。

- (3) 二〇〇五年度から二〇一一年度までは県選挙管理委員会がすべて主管で実施し、二〇一二年から小学校を市町村選挙管理委員会の主管とし、二〇一七年度からは中学校も市町村選挙管理委員会の主管とした。二〇一九年度現在、高等学校は県選挙管理委員会の主管、小学校および中学校は市町村選挙管理委員会の主管となっている。
- (4) 地方自治体（選挙管理委員会）と大学との連携については、総務省 常時啓発事業のあり方等研究会 『常時啓発事業のあり方等研究会』最終報告書 社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ「主権者教育」へ～、二〇一一年、二二頁において、全国の常時啓発活動の事例の中で、大学との連携 事例② 大学の授業、ゼミ等の活用として取り上げられている。そのレポートとしては、市島宗典「中京大学における「若年層に対する選挙啓発に関する政策提案」への取り組み～愛知県選挙管理委員会と連携し～」『Voters』第五号、二四―二六頁、二〇一二年を参照されたい。また、主権者教育における地方自治体（選挙管理委員会）と大学との連携については、市島宗典「大学における学びを社会に 大学生による高校生のための「選挙出前トーク」」『Voters』第二九号、一八一―一九頁、二〇一五年を参照されたい。
- (5) 総務省 主権者教育の推進に関する有識者会議（第二回）配付資料 1 において、「多様な手法による選挙出前授業の例」として紹介されている。詳しくは、http://www.soumu.go.jp/main_content/000463932.pdf を参照されたい。
- (6) 小規模校においては、時間に余裕があるため、候補者によるパネルディスカッションや候補者と児童による質疑応答を実施することもある。
- (7) 二〇一六年四月二十八日 総務省自治行政局選挙部選挙課長発 各都道府県選挙管理委員会書記長宛通知「投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に関する質疑応答集について」。

参考文献

市島宗典「中京大学における「若年層に対する選挙啓発に関する政策提案」への取り組み～愛知県選挙管理委員会と連携し～」『Voters』第五号、一四―一六頁、二〇一二年

市島宗典「大学における学びを社会に 大学生による高校生のための「選挙出前トーク」『Voters』第二九号、一八一―一九頁、二〇一五年

北山夕華『英国のシテイズンシップ教育』早稲田大学出版部、二〇一四年

杉浦真理『主権者を育てる模擬投票』きょういくネット、二〇〇八年

杉浦真理『シテイズンシップ教育のすすめ』法律文化社、二〇一三年

総務省 常時啓発事業のあり方等研究会『常時啓発事業のあり方等研究会』最終報告書 社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して―新たなステージ「主権者教育」へ―、二〇一一年

総務省・文部科学省『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』、二〇一五年

築山宏樹・小林良彰「神奈川県模擬投票の教育効果」、神奈川県・慶應義塾大学編著『自治体の政策刷新効果と地域力

―検証 ローカル・デモクラシー―ぎょうせい、二〇一一年

長沼豊・大久保正弘編著『社会を変える教育』キーステージ21、二〇一二年

日本学術会議 政治学委員会 政治過程分科会「提言 各種選挙における投票率低下への対応策」、二〇一四年

日本シテイズンシップ教育フォーラム編『シテイズンシップ教育で創る学校の未来』東洋館出版社、二〇一五年

橋本涉編著『シテイズンシップの授業―市民性を育むための協同学習』東洋館出版社、二〇一四年

ピースタ、ガート『民主主義を学習する―教育・生涯学習・シテイズンシップ』勁草書房、二〇一四年

謝辞

本論文の執筆にあたっては、主権者教育プログラムの開発およびその実施、さらに、受講児童に対する意識調査の実施に多大なご尽力を賜った愛知県豊田市選挙管理委員会および愛知県豊田市選挙管理委員会事務局の皆さま、および、愛知県豊田市内の選挙出前トーク実施校の先生方に、この場を借りて、深く感謝の意を表したい。

2024年度 日本選挙学会総会・研究会
分科会C【自由論題①】

中学校段階における主権者教育の効果と展望¹

白鷗大学 市島 宗典²

1. 問題意識

2015年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。翌2016年の参議院議員通常選挙からそれが現実のものとなった。教育現場では、突如、主権者教育の必要性が叫ばれ、文部科学省はそれに合わせ、総務省と連携し、高等学校における主権者教育用副教材を公表した。また、学習指導要領の改訂により、2022年度から高等学校公民科に新たな必修科目「公共」が設置され、主権者教育ともいえる内容が正式な科目としてスタートしている。この状況は、日本において主権者教育の議論が急速に進み、その確立が社会的な要請となったことを示すものである。

その主権者教育の要請は、現在では高等学校にとどまらず、小・中学校においても求められるようになってきた。文部科学省は、『小・中学校向け主権者教育指導資料「主権者として求められる力」を子供たちに育むために』を公表し、小・中学校の社会科や特別活動における指導事例を示している。

このような状況の下、地方自治体（都道府県レベルおよび市町村レベル）の選挙管理委員会あるいは明るい選挙推進協議会は、小学校から大学にいたるさまざまな学校から依頼される模擬投票を用いた主権者教育（出前授業）を試行錯誤しながら実施しているが、その効果については十分に明らかにされているとは言い難い。

本稿では、筆者がこれまで総務省主権者教育アドバイザーとして、模擬投票を活用した主権者教育のプログラム開発とその実践に取り組んできた経験をふまえ、これまで十分にその効果が検証されてこなかった模擬投票を活用した主権者教育にいかなる効果が確認されるのかについて、中学校レベルを対象に明らかにしていく。具体的には、実際に中学校

¹ 本研究は科研費（20K02741）の助成を受けたものである。

未定稿のため、引用はご遠慮ください。

² 総務省 主権者教育アドバイザー， ichishima@fc.hakuoh.ac.jp

で実施した模擬投票を活用した主権者教育の受講生徒に対する主権者教育前後の意識調査から、開発・実践したプログラムの効果を検証し、中学校段階における主権者教育についての課題を探り、その方向性について考えることにしたい。

2. 先行研究と本稿の位置づけ

ここでは、本稿の対象とする中学校における主権者教育をテーマとした先行研究について分類・概観し、残された課題について述べる。

主権者教育はこれまで高等学校を中心として行われてきたこともあり、先行研究についても、中学校を対象としたものは少ないのが現状である。また、そのほとんどは教育学における授業開発や授業実践報告であり、その一部には受講生徒の意識を探るアンケートを実施しているものがある。

まず、社会科における公民的分野の授業開発・授業実践報告が挙げられる。濱川（2017）は、立憲主義の概念の定着を目指した主権者教育の可能性を示し、長尾ら（2019）では、憲法をテーマとして体験的な活動を通じた主権者教育の授業実践について提示している。北村（2020）は、オスプレイ配備問題を通して主権者アイデンティティの形成を目的とする主権者教育の授業実践を提示し、桑原・岩崎（2021）では、選挙に対する見方・考え方を育成するための学習指導案を開発している。寺本（2023）は、政権公約づくりおよび模擬投票を用いた主権者教育の授業実践について提示し、内藤（2023）は、批判的制度学習の理論を用いた主権者教育の単元開発を行っている。社会科における公民的分野以外の例としては、堤（2017・2018）および上畑（2018）において、地域課題に着目し、地理的分野における主権者教育の授業実践を提示している。

また、社会科以外での授業開発・授業実践報告も存在する。竹島ら（2021）は、総合的な学習の時間を用いた主権者教育の授業実践を、荻上ら（2024）では、小中高における主権者教育の実践を扱っているが、中学校については、保健体育科および社会科における実践を提示している。

さらに、授業実践前後にアンケートを実施しているものなども存在する。竹内ら（2019）は、民主的な選挙の観点から授業を実践し、ワークシートの記述内容を集計している。坂田（2020）は、主権者意識を涵養するための授業を実践し、川地（2021）は、地域教材を活用した問題解決的な主権者教育の授業を実践し、両者とも事前アンケートおよび事後アンケートを実施し、その単純集計とともに自由記述の結果も示している。倉（2022）は、模擬選挙を用いた主権者教育を実践し、事前アンケートおよび事後アンケートの単純集計を示している。澤本（2024）は、投票意欲を高めるための授業を実践し、3つの大単元それぞれの終わりに投票意欲を尋ねるアンケートを行い、徐々に投票意欲が高まっていることを示し

ている。曾我（2024）は論争問題を扱った主権者教育の授業を実践し、事前アンケートおよび事後アンケートを実施し、その変化についての統計的な確認を行っている。

中学校における主権者教育に関する先行研究は、教育学における授業開発や授業実践報告が主であり、その一部には授業による生徒の意識を確認するアンケートを実施しているものがあるが、授業の効果を詳細に検討しているものはみられない。したがって、本稿では、先行研究において十分に検討されてこなかった、中学校段階における主権者教育の効果について明らかにしていくことにしたい。

3. 分析対象

本稿の分析対象とした中学校における模擬投票を活用した主権者教育は、2021年度および2022年度に、総務省から委嘱されている主権者教育アドバイザーとして依頼を受け行った中学校2校における模擬投票を活用した主権者教育である。その概要は次のとおりである。

まず、前半に民主主義および選挙の意義・必要性について解説し、その後、市町村長選挙を想定した模擬投票を行った。その際、中学校の立地自治体の実情に合わせた選挙公報を作成・使用し、その選挙公報に掲載されている各候補者の主張する公約を採点し、その結果をふまえ、模擬投票を行うものである。

本稿の分析に使用するデータは、主権者教育の前後1週間以内実施した事前調査および事後調査のデータである。事前調査時および事後調査時、あるいは、主権者教育当日に欠席した生徒については、データから除外し、在籍者231名中206名の回答データが得られた。また、回答データに欠損値のあるケースも除外し、結果として、166名のデータを使用し、分析を進める。

4. 分析

4.1 投票意欲の状況

まず、本稿の従属変数となる投票意欲（4点尺度）の状況についてみていく。主権者教育受講前の投票意欲については平均値が2.90（図1）、主権者教育受講後の投票意欲については平均値が3.21（図2）となり、0.31上昇した。両時点とも最頻値は3であるが、受講前と比較して受講後の度数分布は明らかに右に寄っていることがみてとれる。

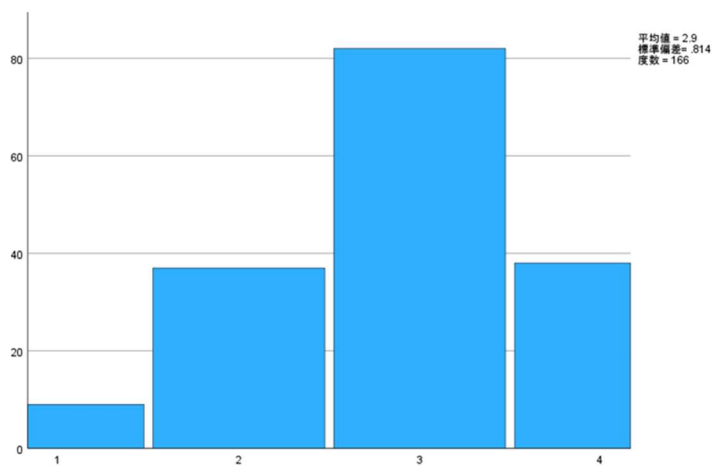


図1 度数分布：投票意欲（主権者教育受講前）

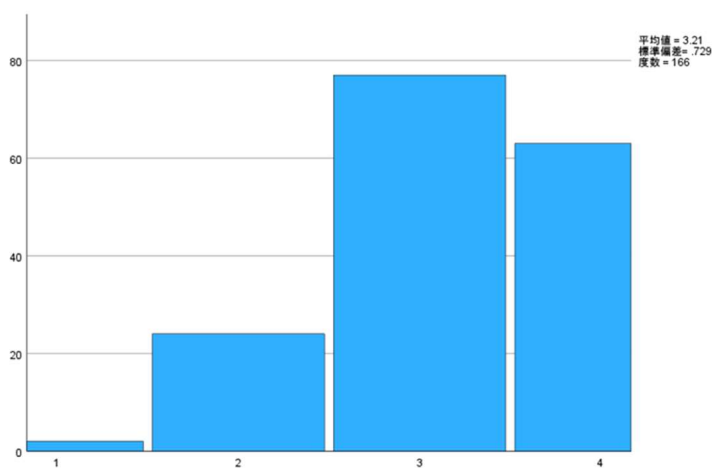


図2 度数分布：投票意欲（主権者教育受講後）

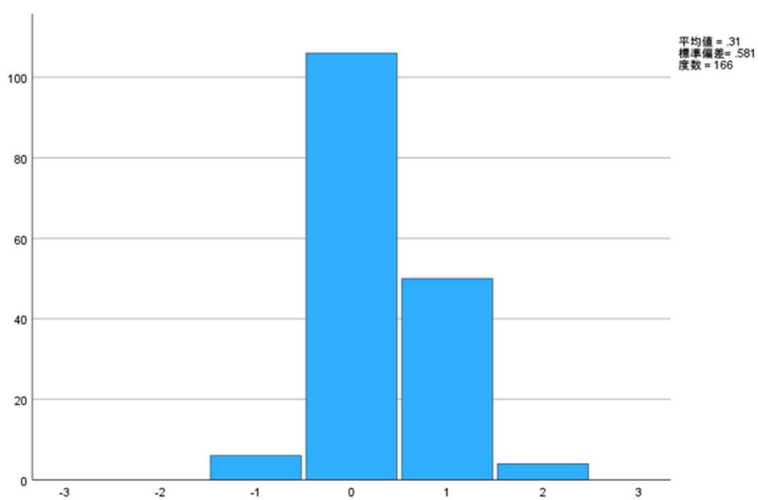


図3 度数分布：投票意欲（変化：主権者教育受講後－主権者教育受講前）

投票意欲の変化（受講後－受講前）についてしてみると、平均値が 0.31 となり、全体として投票意欲が向上していることがわかる。より詳細にしてみると、投票意欲が向上した生徒は 166 名中 54 名（32.5%）、変化なしが 106 名（63.9%）、低下した学生は 6 名（3.6%）であった。

結果として、投票意欲に変化のなかった生徒が 6 割程度いたわけであるが、生徒の投票意欲の平均値の差について、対応サンプルの t 検定を行った結果、有意確率は 0.001 未満となり、平均値の差の有意性を確認することができた。エラーバーグラフは図 4 のとおりである。

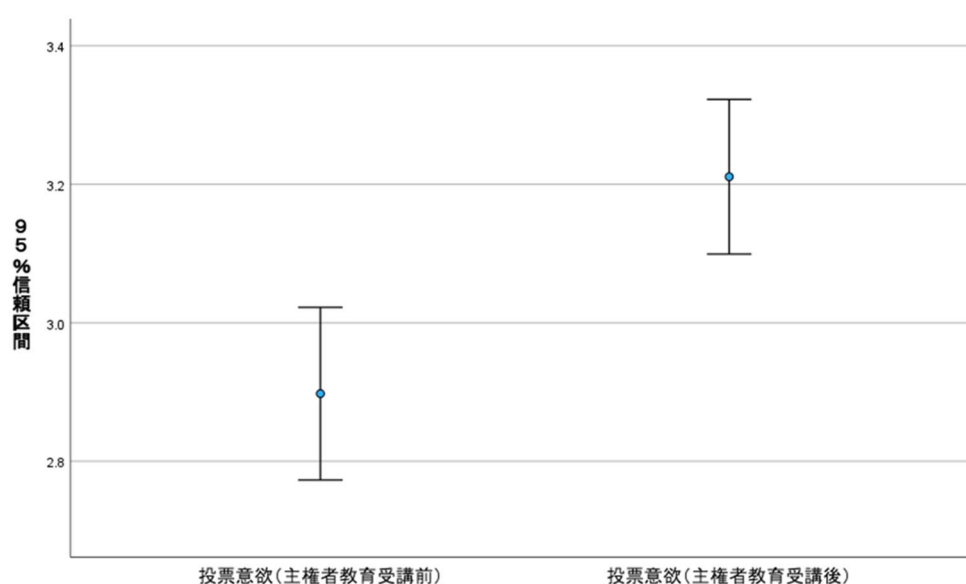


図 4 対応サンプルの t 検定：エラーバーグラフ

4.2 主権者教育の効果分析

次に、4.1 で概観した投票意欲（主権者教育受講前・事後）の規定要因を探っていく。分析手法としては、構造方程式モデリング（SEM）を用いる。従属変数としては投票意欲を、観測変数としては、関心にかかわる変数（政治・政府³）、投票義務感、政治的有効性感覚⁴、

³ 調査では、国・都道府県・市町村それぞれに対する関心について尋ねているが、変数が多数のため、主成分分析を行い、その主成分得点をデータとした。

⁴ 調査では、内的有効性感覚および外的有効性感覚を確認する質問を行っているが、変数が多数のため、主成分分析を行い、その主成分得点をデータとした。

信頼に関わる変数（制度⁵・政府⁶）、政治と生活との関係性、政治的知識⁷、政治学習意欲、政治的会話の頻度（家族・友人）、情報取得の頻度（新聞・テレビ・インターネット）、親の行動に関わる変数（テレビニュース視聴、政治的会話、投票習慣、投票同伴経験、投票への助言）を用いた。

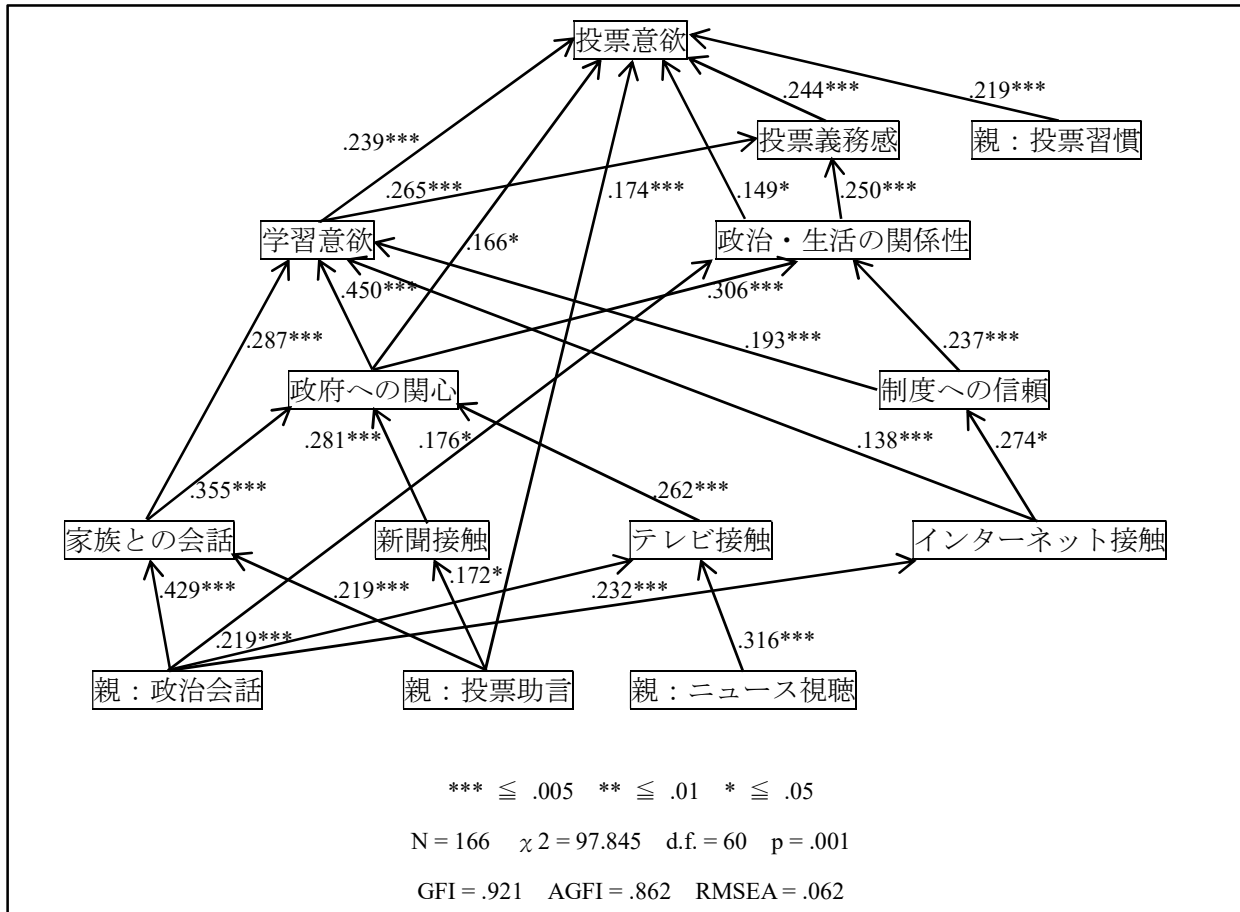


図5 投票意欲の規定要因（主権者教育受講前）

まず、主権者教育受講前の投票意欲の規定要因についてみていく（図5）。主権者教育受講前において学生の投票意欲を直接規定しているものは、影響力の強い順に、投票義務感、学習意欲、親の投票習慣、親の投票に対する助言、政府に対する関心、政治・生活の関係性であった。また、最も投票意欲に影響している投票義務感を規定しているものは、影響力の強い順に、学習意欲、政治・生活の関係性であった。

⁵ 調査では、選挙制度・国会・政党それぞれに対する信頼について尋ねているが、変数が多数のため、主成分分析を行い、その主成分得点をデータとした。

⁶ 調査では、国・都道府県・市町村それぞれに対する信頼について尋ねているが、変数が多数のため、主成分分析を行い、その主成分得点をデータとした。

⁷ 調査では、政党に関する知識および政治家に関する知識を尋ねているが、変数が多数のため、主成分分析を行い、その主成分得点をデータとした。

このことから、まず、投票意欲を高めるには投票義務感を持たせることが有効であることがわかる。投票義務感を持たせるには、学習意欲を高めたり、政治・生活の関係性を認識させたりすることが必要であることがわかる。前者については、政府への関心を高めることや家族との政治に関する会話が有効であること、後者についても政府への関心を高めることが有効である。政府への関心を高めるには、家族との会話や新聞やテレビニュースといったメディアへの接触が必要であるとの結果となっている。

この分析から明らかになったことは、家族との会話が学習意欲や政府に対する関心を高めるために有効であり、メディアへの接触が政府に対する関心を高め、学習意欲、さらには投票義務感にも結び付き、投票意欲を高めているということである。

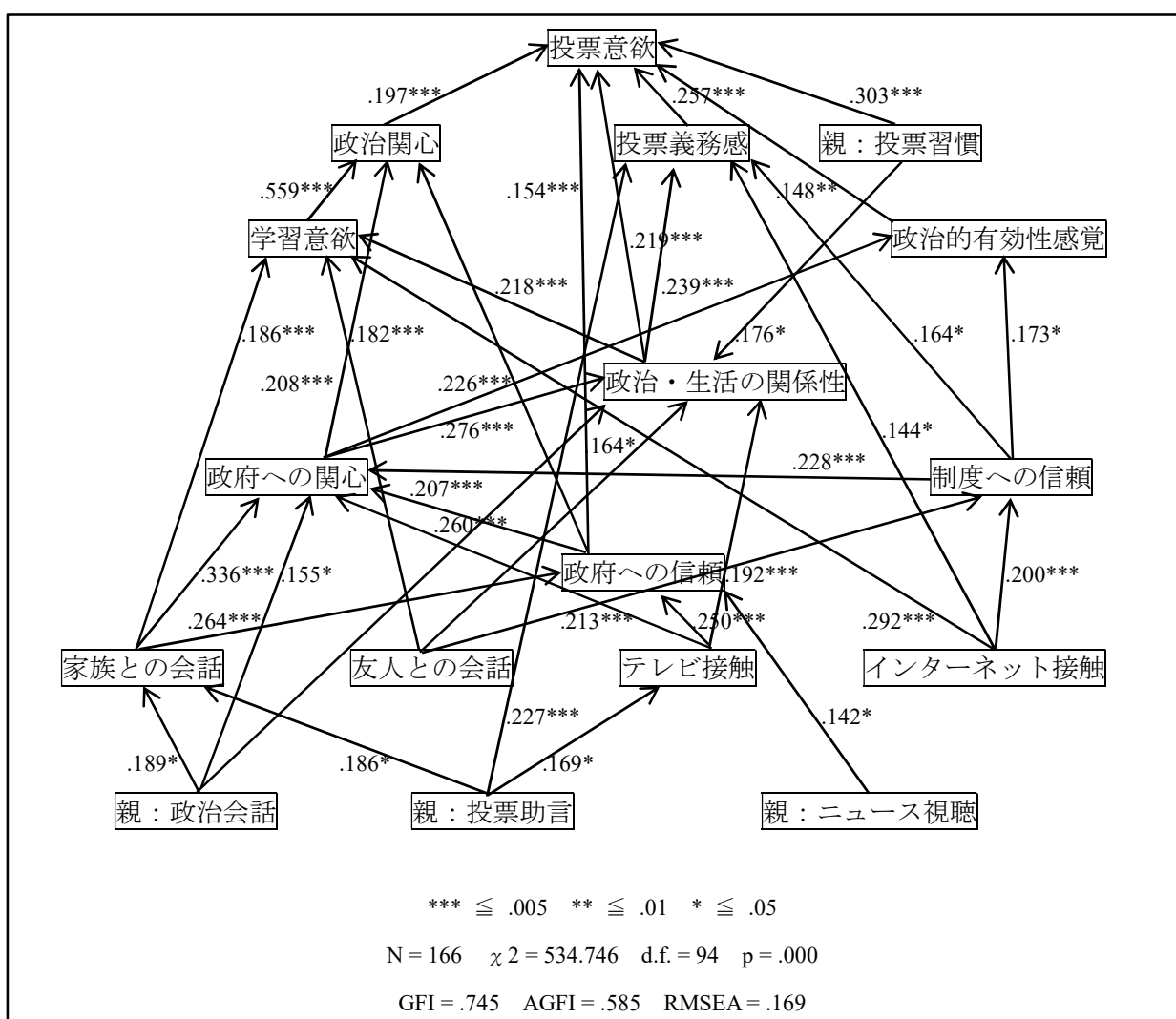


図6 投票意欲の規定要因（主権者教育受講後）

次に、主権者教育受講後の投票意欲の規定要因についてみていく（図6）。主権者教育受講後において学生の投票意欲を直接規定しているものは、影響力の強い順に、親の投票習慣、

投票義務感、政治・生活の関係性、政治関心、政府に対する信頼、政治的有効性感覚であった。また、投票意欲に相対的に強く影響している投票義務感を規定しているものは、影響力の強い順に、政治・生活の関係性、親の投票に対する助言、制度に対する信頼、インターネット接触であった。さらに、政治・生活の関係性を認識させるものは、影響力の強い順に、政府に対する関心、テレビ接触、親の投票習慣、友人との政治に関する会話であった。同様に、政治関心を高めるために有効であるものは、学習意欲、テレビ接触、政府に対する関心であった。

このことから、投票意欲を高めるには投票義務感を持たせることが有効であることがわかる。投票義務感を持たせるには、政治・生活の関係性を認識させること、そのためには政府に対する関心を高めたり、友人と政治に関する会話を行ったりすることが有効であること、政治関心を高めるには、学習意欲や政府に対する関心を高めたり、テレビニュースに接触させることが必要であることが明らかとなった。

この分析から明らかになったことは、政府への関心を高めることが政治・生活の関係性を認識することにつながったり、政治関心や投票義務感を高めたりすることで投票意欲につながっているということである。

以上の結果をふまえ、主権者教育受講前後の結果について比較し、検討してみる。まず、主権者教育受講前後ともに生徒の投票意欲を強く規定しているものは投票義務感であり、その投票義務感を高めるには、政治・生活の関係性を認識させることが最も必要であるということである。そのためには政府への関心を高めることが求められ、家族との政治に関する会話やメディアへの接触により、政府に対する関心が高められるということである。

また、結果として特徴的であったのは、親に関する変数の影響力である。特に、親の投票習慣については、主権者教育受講前のみならず受講後についても投票意欲の大きな規定要因となっている。つまり、親が投票に行っていることを認識している生徒であれば投票意欲が有意に高く、そうでない場合には投票意欲が有意に低いということである。同様に、親が政治に関する会話をしていたり、有権者になったら投票するよう発言したりするような家庭であるほど政府への関心が高かったり、政治・生活の関係性を認識している傾向があることが明らかとなっており、家庭における政治的社会的存在が示されたと言える。逆に言えば、中学生の段階では家庭内の状況の影響が強く出ており、主権者教育の効果が限定されてしまうと解釈することもできよう。

このような結果をふまえ、主権者教育を受講することで生じた投票意欲の変化の規定要因を探る分析を行う。ここで明らかにすることは、どのような生徒に投票意欲の変化が生じたのかということである。

具体的には、主権者教育受講前の分析で採択されたモデルをもとに、投票意欲の変化の規定要因を探っていく。従属変数としては投票意欲の変化（受講後－受講前）を、観測変数としては、投票意欲、関心にかかわる変数（政治・政府）、投票義務感、政治的有効性感覚、

信頼に関わる変数（制度・政府）、政治と生活との関係性、政治的知識、政治学習意欲、政治的会話の頻度（家族・友人）、情報取得の頻度（新聞・テレビ・インターネット）、親の行動に関わる変数（テレビニュース視聴、政治的会話、投票習慣、投票同伴経験、投票への助言）を用いた。

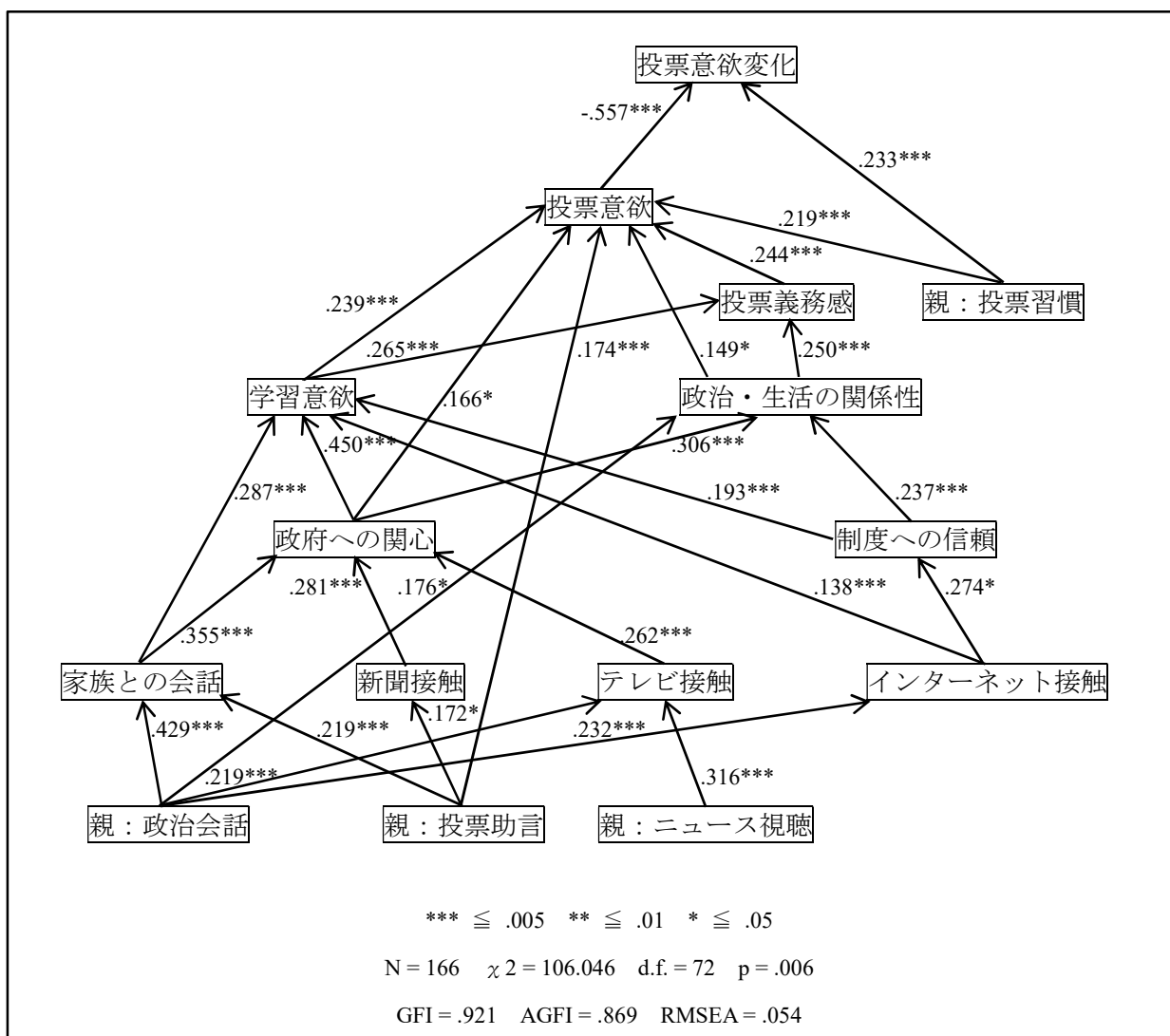


図7 投票意欲変化の規定要因

分析の結果（図7）、当然のことではあるが、投票意欲の低かった生徒ほど投票意欲の変化（向上）がみられた。また、親に投票習慣がある生徒についても投票意欲の変化（向上）が確認され、ここでも、親の行動の影響が如実に表れる結果となった。親に投票習慣のある生徒ほど投票意欲の大きな変化（向上）がみられ、それが無い生徒ほど投票意欲の大きな変化がみられないことが統計的に確認されたということである。

また、中学校段階における主権者教育において必要なことは、さまざまな情報に触れるこ

とを通して政府への関心を高めたり、政治と生活との関係性を認識させたりするという
ことである。これらのことが投票義務感を高め、投票意欲の向上につながるということが分析
の結果、示された。

さらに、家庭内の状況が生徒の意識に大きく影響していることも明らかとなり、親が投票
に行くことや、家庭内において政治に関する会話をすることが、生徒の投票意欲に大きく影
響していることも認識する必要がある。

5. 結論

これまでの分析より、中学校段階における主権者教育の効果について、生徒の投票意欲を
有意に高めたこと、投票意欲を規定しているのは投票義務感が最も大きく、その投票義務感
を高めるには、政治・生活の関係性を認識させたり、政府への関心を高めさせたりするこ
とが有効であることが明らかとなった。また、新聞やテレビ、インターネットニュースとい
ったメディアに触れることで政府への関心が高まり、その政府への関心が最終的には投票意
欲を高めることにつながっているということも明らかとなった。

また、中学校段階における主権者教育においては、上述したメディアへの接触が政府への
関心を高めたり、政治と生活との関係性を認識させたりするために必要であり、それを行う
ことで投票義務感ひいては投票意欲を高めることにつながることを示された。

さらに、中学生の段階であっても、親が投票に行っているのかどうか、生徒自身の投票
意欲、さらには、主権者教育における投票意欲の変化にも大きく影響していることが明らか
となり、親の行動が子どもの意識に影響を及ぼしていることも示された。

6. 今後の課題

本稿では、主権者教育前後の投票意欲の規定要因を探ることを目的として、分析手法とし
て構造方程式モデリング (SEM) を用いたが、どうしてもモデルが複雑となってしまうき
らひがあり、検証方法の再検討、あるいは、分析に投入する変数の精査が必要であると思われ
る。

また、本稿の分析の結果、親の行動の子どもへの意識に対する影響が示されており、その観
点からの詳細な分析が今後、求められよう。

謝辞 本稿の執筆にあたっては、主権者教育受講生徒に対する意識調査の実施に多大なご尽力を賜った、主権者教育を実施した中学校の所在する市町村選挙管理委員会事務局の皆さま、および、当該中学校の先生方に、ここに記して深く感謝の意を表したい。

参考文献

- 市島宗典「中京大学における「若年層に対する選挙啓発に関する政策提案」への取り組み」『Voters』第5号, 2012年, pp.24-26.
- 市島宗典「大学における学びを社会に 大学生による高校生のための「選挙出前トーク」」『Voters』第29号, 2015年, pp.18-19.
- 市島宗典「地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義とその効果」『法学研究』第93巻 第1号, 2020年, pp.259-281.
- 市島宗典「小学校における模擬投票を活用した主権者教育とその効果」『日本社会科教育学会全国大会発表論文集』第16号, 2020年, pp.80-81.
- 市島宗典「高等学校における模擬投票を活用した主権者教育の効果に関する分析」2021年度 日本政治学会総会・研究大会 報告論文
- 市島宗典「高等学校における模擬投票を活用した主権者教育とその効果」『日本社会科教育学会全国大会発表論文集』第17号, 2021年, pp.62-63.
- 市島宗典「若年層の投票率をいかに向上させるかー高等学校における主権者教育から得られた示唆ー」2022年度 日本選挙学会総会・研究会 報告論文
- 市島宗典「大学における模擬投票を活用した主権者教育とその効果」『日本社会科教育学会全国大会発表論文集』第18号, 2022年, pp.71-72.
- 市島宗典「大学生の投票参加の一考察ー大学における主権者教育を通じてー」2023年度 日本選挙学会総会・研究会 報告論文
- 市島宗典「中学校における模擬投票を活用した主権者教育とその効果」『日本社会科教育学会全国大会発表論文集』第19号, 2023年, pp.213-214.
- 上畑直久「主権者教育（政治的教養の教育）の視点からみた地理的分野の授業の構想～社会参画するための資質・能力を育むために～」『京都産業大学教職研究紀要』13巻, 2018年, pp.47-69.
- 荻上健太郎・長澤京子・上園悦史・上野敬弘・長谷川智大・早川光洋・齋藤貴博・内藤圭太・山田剛史・平山秀人「主権者教育プロジェクトの実践報告ー「遊び」を生かして主権者を育てる社会科・公民科を中心とした小中高連携カリキュラムの開発ー」『東京学芸大学紀要 機構』75, 2024年, pp.153-167.

- 川地玄記「中学校社会科における主権者教育の実践－地域教材を活用した、問題解決的な単元構想－」『愛知教育大学教育実践研究科（教職大学院）修了報告論集』12巻，2021年，pp.271-280.
- 北村知寛「二人称的アプローチによる正統的周辺参加としての社会科授業の開発研究－中学校第3学年単元「オスプレイ配備問題」の授業実践を事例として－」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第4巻，2020年，pp.230-243.
- 倉公一「グローバル社会に生きてはたらく社会的な見方・考え方を育てる授業の実践－主権者として主体的に社会に関わる態度の育成をめざして－」『滋賀大学教育学部附属中学校研究紀要』第64集，2022年，pp.26-31.
- 桑原敏典・岩崎圭祐「選挙に対する見方・考え方の育成を目指した中学校社会科授業開発研究－国民としての義務感に訴える主権者教育からの脱却を目指して－」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第178号，2021年，pp.13-22.
- 坂田大輔「主権者意識を涵養する学習指導の在り方－政治とのつながり，政治に参加する必要性を実感する社会科学習－」『徳島大学 人と地域共創センター紀要』第30巻，2020年，pp.1-22.
- 澤本恭「投票意欲を高める授業の考察」『鳥取大学附属中学校研究紀要』No.55，2024年，pp.35-39.
- 曾我陵仁「中学校社会科における論争問題を扱った主権者教育授業実践－「対話的思考」と「吟味」に着目して－」『令和5年度 信州大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）実践研究報告書抄録集』，2024年，pp.25-28.
- 竹内裕一・小関悠一郎・松井昂・大山輝留・若林允文・宮本一輝・一倉綾世・青木康悦・及川洋平「18歳選挙権時代の主権者教育－「民主的な選挙」をめぐる社会科授業の開発－」『千葉大学教育学部研究紀要』第67巻，2019年，pp.229-235.
- 竹島潤・坪田智行・渡邊晶・三村悠美子「持続可能な社会の創り手を育む主権者教育を目指して－第3学年総合的な学習の時間（ERキャリア・主権）実践報告－」『岡山大学教育学部附属中学校 研究紀要』56号，2021年，pp.119-126.
- 堤研二「地理関係科目における主権者教育の新地平－とくに中学校地理的分野を中心に－」『待兼山論叢 日本学篇』51巻，2017年，pp.21-38.
- 堤研二「中等教育の地理科目における授業設計について－主権者教育を題材として－」『大阪大学教育学年報』第23号，2018年，pp.215-222.
- 寺本誠「政治的教養を培う中学校主権者教育授業の開発－政権公約づくりと模擬投票を通して－」『お茶の水女子大学附属中学校研究紀要』52巻，2023年，pp.1-15.
- 内藤圭太「主権者を育成する中学校社会科公民的分野の授業開発－単元「緊急事態条項」とは、どのようなことを想定しているのだろうか？」－」『東京学芸大学附属竹早中学校研究紀要』61巻，2023年，pp.7-16.

長尾亮太・遠藤雅大・鈴木貴丸・虎尾洋佑・長瀬多絵・平野裕大・松尾達也・楊昭冬・井上奈穂・麻生多聞・青葉暢子・原田昌博「中学校社会科における体験的な活動を通じた授業の構想と展開－中学校第3学年「憲法草案の選択と国の成立」の場合－」『鳴門教育大学授業実践研究』第18号，2019年，pp.57-66.

日本学術会議 政治学委員会「提言 高等学校新設科目「公共」にむけて－政治学からの提言－」，2017年.

日本学術会議 政治学委員会 政治過程分科会「提言 各種選挙における投票率低下への対応策」，2014年.

日本学術会議 政治学委員会 政治過程分科会「提言 主権者教育の理論と実践」，2020年.

濱川栄「初等・中等教育における主権者教育の一試案－特に「立憲主義」の概念の定着に関して－」『教育研究実践報告誌』第1巻 第1号，2017年，pp.81-90.

文部科学省『小・中学校向け主権者教育指導資料「主権者として求められる力」を子供たちに育むために』(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00085.html) (最終閲覧日：2024年5月6日)

文部科学省 主権者教育推進会議「今後の主権者教育の推進に向けて (最終報告)」，2021年.

令和5年3月実施 岩手県内の小学校・中学校・高等学校における主権者教育に関する調査 結果概要

設問	選択肢	回答校数		回収率		回答校数		回収率		
		160	55.4%	84	56.0%	99	41.8%			
		小学校		中学校		高等学校				
主権者教育を実施しましたか。	実施した	108	67.5%	78	92.9%	69	69.7%			
実施した主権者教育はどのような内容でしたか。(複数回答)	国民主権や多数決などの民主主義の基本を学ぶ	105	65.6%	76	90.5%	37	37.4%			
	選挙区制や選挙権年齢などの選挙の仕組み(選挙制度)を学ぶ	89	55.6%	76	90.5%	51	51.5%			
	普通選挙権実現の歴史を学ぶ	88	55.0%	72	85.7%	30	30.3%			
	若者の投票率の低さや選挙の意義、選挙の重要性を学ぶ	64	40.0%	75	89.3%	49	49.5%			
	選挙違反や選挙運動などについて学ぶ	14	8.8%	33	39.3%	34	34.3%			
	投票所における投票の手順など投票の方法を学ぶ	21	13.1%	41	48.8%	42	42.4%			
	投票先の選び方(情報収集方法など)を学ぶ	10	6.3%	33	39.3%	31	31.3%			
	政党のマニフェスト比較や争点における立場の違いを学ぶ	8	5.0%	43	51.2%	26	26.3%			
	架空の選挙を題材とした模擬投票を行う	7	4.4%	19	22.6%	23	23.2%			
	実際の選挙を題材とした模擬選挙を行う	2	1.3%	9	10.7%	8	8.1%			
	地域や国政の課題などを話し合い、意見交換・ディベートなどを行う	8	5.0%	27	32.1%	16	16.2%			
	副読本・主権者教育指導資料を使用した授業を行う	2	1.3%	2	2.4%	27	27.3%			
	その他	3	1.9%	3	3.6%	2	2.0%			
主権者教育を実施した際、どの教科で行いましたか。(複数回答)	公民科、社会科	107	66.9%	78	92.9%	50	50.5%			
	総合的な学習の時間	5	3.1%	1	1.2%	21	21.2%			
	その他	11	6.9%	3	3.6%	10	10.1%			
主権者教育を行った際、外部との連携で実施しましたか。	実施した	9	5.6%	5	6.0%	33	33.3%			
主権者教育担当教員を配置していますか。	配置している	14	8.8%	9	10.7%	37	37.4%			
明るい選挙啓発授業をご存じですか。	よく知っている	16	10.0%	20	23.8%	78	78.8%			
	聞いたことがある程度	109	68.1%	49	58.3%	17	17.2%			
	知らない	34	21.3%	15	17.9%	4	4.0%			
明るい選挙啓発授業を依頼(実施)しましたか。	依頼(実施)した	4	2.5%	2	2.4%	32	32.3%			
明るい選挙啓発授業を知ったきっかけ(前任校在職時含む)は何でしたか。(複数回答)	校長からの情報	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%			
	自校の主権者教育担当教員	1	0.6%	0	0.0%	8	8.1%			
	自校の社会科担当教員	2	1.3%	1	1.2%	14	14.1%			
	自校の社会科担当教員以外	1	0.6%	0	0.0%	3	3.0%			
	他校の社会科教員	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%			
	他校の社会科担当教員以外	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%			
	選挙管理委員会からの直接的な情報提供	1	0.6%	1	1.2%	12	12.1%			
	選挙管理委員会のホームページやSNS	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%			
	その他	0	0.0%	0	0.0%	2	2.0%			
	明るい選挙啓発授業は期待どおりでしたか。	期待どおりであった	3	1.9%	1	1.2%	23	23.2%		
	どちらかといえば期待どおりであった	0	0.0%	1	1.2%	5	5.1%			
明るい選挙啓発授業を依頼(実施)されたいと思いますか。	依頼(実施)したい	5	3.1%	3	3.6%	37	37.4%			
	可能であれば依頼(実施)したい	88	55.0%	51	60.7%	37	37.4%			
	依頼(実施)するつもりはない	67	41.9%	30	35.7%	25	25.3%			
明るい選挙啓発授業の内容として求めるものはどれですか。(複数回答)	国民主権や多数決などの民主主義の基本を学ぶ	82	51.3%	17	20.2%	18	18.2%			
	選挙区制や選挙権年齢などの選挙の仕組みを学ぶ	67	41.9%	17	20.2%	38	38.4%			
	普通選挙権実現の歴史を学ぶ	27	16.9%	4	4.8%	8	8.1%			
	若者の投票率の低さや選挙の意義、投票参加の重要性を学ぶ	101	63.1%	33	39.3%	61	61.6%			
	選挙違反や選挙運動などを学ぶ	25	15.6%	21	25.0%	32	32.3%			
	投票所における投票の手順など投票の方法を学ぶ	54	33.8%	32	38.1%	54	54.5%			
	投票先の選び方を学ぶ	38	23.8%	24	28.6%	48	48.5%			
	政党のマニフェスト比較や争点における立場の違いを学ぶ	37	23.1%	34	40.5%	42	42.4%			
	架空の選挙を題材として行う模擬投票を行う	66	41.3%	47	56.0%	49	49.5%			
	実際の選挙を題材として行う模擬選挙を行う	27	16.9%	38	45.2%	37	37.4%			
	地域や国政課題などを話し合い、意見交換・ディベートなどを行う	24	15.0%	20	23.8%	19	19.2%			
	副読本・主権者教育指導資料を使用した授業を行う	47	29.4%	10	11.9%	8	8.1%			
	児童会・生徒会役員の制度がありますか。	ある	133	83.1%	83	98.8%	99	100.0%		
	副読本「私たちが拓く日本の未来」を配付しましたか。	配付した					82	82.8%		
副読本「私たちが拓く日本の未来」を使用した授業を実施しましたか。	実施した					50	50.5%			
副読本「私たちが拓く日本の未来」を使用した授業を実施した際、どの教科で行いましたか。	公民科					47	47.5%			
	総合的な学習の時間					4	4.0%			
	その他					3	3.0%			

小学校	理由
<p>明るい選挙啓発授業を依頼（実施）されたいと思いますか。</p> <p>依頼（実施）したい</p>	<p>模擬投票では、実際の選挙で用いられる投票箱や投票用紙、記入台等学校では準備することができない用具を用いた学習をすることができた。児童は、実際の選挙について興味・関心を高め、投票に対する意識を高めることができた。</p> <p>公約や人柄を知って、きちんと投票する意味を理解し、選挙に行く児童を育てたいので。</p> <p>小学生高学年くらいから主権者意識を育てていくべきだと思うから。</p>
<p>可能であれば依頼（実施）したい</p>	<p>6年生の社会科で国政、憲法について学習しますが「初めて意識した」「知らなかった」という状態でした。歴史分野の学習まで進んでやっと選挙の意味を考えられるようになりました。その頃でも、講座が受けられていたら、考えが深まるのかなと思います。出前授業の内容もよく存じませんが、子どもたちの考えがある程度成長した時期であれば良いのかなと思います。</p> <p>投票率の低下や投票に行かない若い人たちが増えているのではないかと危惧している。自分は過去すべての投票の機会に投票している。子どもたちに普通選挙実現の歴史を教え、投票することは権利であり、義務でもあるということを理解させることはとても大切なことと考えているので、時間が取れるのであれば依頼して、実現したいと思うから。</p> <p>これから社会をつくりあげる子どもたちが、選挙について詳しい知識を必要とするため、実施したい。特に、6年生で学習があるため、依頼できればより深く考えることができる。しかし、年間の計画があるため、「可能」であればとする。</p> <p>専門の方にお話を聞いたり、模擬投票や模擬選挙をしたりすることは、子どもたちが主権者としての意識を高める良いきっかけになると考えるから。模擬投票や模擬選挙をすると学校では準備が難しいところもあるため</p> <p>出前授業で選挙管理委員会職員の方に教えてもらうことで、社会科の学習と関連付けて学習することができ、選挙の大切さや主権者としての役割なども生の声を聞くことでより理解が深まると考えたからです。</p> <p>子どもたちに身近に選挙を感じてほしいから</p> <p>自分たちの考えが政治に反映されると分かってほしいから</p> <p>一人一人が一票投じることのできる権利を持っていると知ってほしいから</p> <p>人権擁護委員に依頼しての人権教室等、外部講師に依頼して行っている出前教室やオンライン教室が複数あり、年間計画で位置づけられているので、適切な学習時期に実施可能であれば実施したい。</p> <p>・選挙に関することを専門的に学ぶことができると思うから。</p> <p>・模擬投票等、学校で準備するには難しさのある内容について体験することができると思うから。</p> <p>社会科で公民的分野について学習したり、選挙ポスターの取り組みで選挙について触れたりすることはある。選挙への知識を深め、関心を高めておくことは重要と考える。</p> <p>極小規模校のため、参考例として示されている「明るい選挙啓発授業実施内容」で行うことが難しいことから、依頼をする場合も要相談校となると思われます。</p> <p>選挙についての理解を深めることは大変意義のある事と考えるが、該当学年との時数の調整、児童の実態なども考慮しながら検討していきたい。</p> <p>明るい選挙ポスターに毎年取り組んでいるが、その趣旨を理解させることで、出前授業を依頼することも考えてみたいと感じたから</p> <p>選挙可能（投票可能）の18歳からという事を考えると、小学校から、選挙について学んでもいいのではないかと考えるから</p> <p>選挙権年齢や成年年齢が引き下げられたことに伴い、必要な指導であると考えますが、年計上、その時数の捻出が、今すぐは難しい。</p> <p>選挙権年齢が18歳になり、あと数年もすれば投票できるため、そのための知識などを身につけさせたい。（時間や機会があれば）</p> <p>児童がより深く選挙に関して理解できるように、実施できればいいが、行事等の都合もあるため、現段階では決定できない。</p> <p>成年年齢の引下げ、若者の投票率の低下などから、小学生のうちから選挙の意義や重要性を学ぶことは、大切だと思うから。</p> <p>現在、国会議員等の選挙について、様々な問題がマスコミで取り上げられており、子どもたちも興味を持っているから</p> <p>選挙権年齢の引き下げに伴い、小学生の子どもたちにも主権者としての自覚をしっかりと持たせたいと考えるため。</p> <p>6学年の社会科の指導内容と合わせて実施することが望ましいと思うから。（選挙の意義や重要性が学べる）</p> <p>将来の有権者である児童が選挙について専門家である方々に教わることは有意義であると考えられるからです。</p> <p>明るい選挙啓発ポスターに取り組んでいる。その取り組みと関連させて実施できれば効果的だと考える。</p> <p>選挙権の引き下げに伴い、今後選挙に関する知識や意欲を高めることが何より重要となると考えるから。</p> <p>18歳から選挙権をもつこと（6年後に投票すること）を真剣に、自分事としてとらえてほしいため</p> <p>社会科での学習時期や学校行事との都合と、出前授業を実施してくださる方の都合が合えば良い。</p> <p>模擬投票や模擬選挙を行うことができればいいと思う。担任のみの授業では準備が難しいため。</p> <p>学級行事や6学年カリキュラムが充実していて、新たな事業を入れる余裕がほとんどないため。</p> <p>実施するための時間配当が本当に難しい。行事が多く、外部の方との調整にも時間がかかる。</p> <p>対象学年を検討し、年間指導計画と年間行事計画を見ながら実施できるか検討、調整したい。</p> <p>社会科で学ぶ以外の選挙の意義や重要性、投票方法の仕方などが学べればいいと思います。</p> <p>自治体でどんな授業ができるのか不明のため、教育課程に合うのであればやってみたい。</p> <p>1学期の前半は他の行事も多くあるため、日程調整できる場合は実施を考えたから。</p> <p>これから選挙権をもつ子どもたちに、学習との関連で選挙に関心をもってほしいから。</p> <p>今後、6学年担任と今後の計画について話し合い、実施するかどうかが決定したい。</p> <p>今年度は日程の都合がつかず実施できなかったが、都合がつけば実施したい。</p> <p>選挙権を有する前にある程度の知識と参加に向けての意識を持たせたいから。</p> <p>依頼したい気持ちもあるが、手続きや報告などを考えると悩むところがある</p> <p>教育課程の位置づけをはっきりと示して教員へ周知しないといけないから。</p> <p>社会科の学習を補充できるのであれば、より理解につながると思うから。</p> <p>児童の実態及び指導計画等を踏まえ、実施の必要性について検討していく。</p> <p>専門家による指導を受けることで児童の学びが広がり、深まると思うから</p> <p>有権者として求められる力を身に付けるための指導法を教員が学ぶため。</p> <p>選挙の低投票率を改善するには、早期の充実した指導が必要と思うから。</p> <p>民主主義や社会の仕組みを知ったり関心を持ったりする機会になるため</p> <p>可能であれば社会科の学習とあわせて実施できれば、理解が深まるから</p> <p>学校行事、年間指導計画等を考慮して時間的余裕があれば実施したい。</p> <p>行事がたくさんあるため、適当な日程を調整するのが難しそうだから。</p> <p>時間的な余裕があれば、専門の方のお話を聞く機会をもちたいから。</p> <p>実施したいが、行事等の関係で、希望日時が合わない場合がある。</p> <p>実際に専門家の話を聞いた方が主権者としての意識が高まるから</p> <p>年間行事がかなり詰まっているので予定が合えば実施したい。</p> <p>明るい選挙啓発授業と租税教室を隔年で実施を考えています。</p> <p>他の授業時数や行事との兼ね合いを検討する必要があるため。</p>

	子どもたちに選挙・投票の大切さを知ってもらいたいため
	よりよい国づくりに参加する主権者を育てていきたいから
	選挙について専門的な内容を学ぶことができるから。
	細かい選挙の仕組み等について学ぶ機会を設けたい。
	政治への意識を高めて、社会参画を志向させるため。
	様々な条件が合えば、ご依頼したいと思っています。
	子ども達の意識を高めることは大切だと思うから。
	これからの児童にとって、必要な教育であるから
	日程等の無理がなければ実施を考えていきたい
	社会の公民的な内容の理解を深めるため
	児童にとっても必要な内容だと思うから
	主権者教育は大切な学習であるから。
	将来への見通しをもたせるため。
	子ども達が興味を持ちそうだから
	時期、学級行事等との調整次第
	行事等で日程調整が難しい。
	授業時数がかなえば
依頼（実施）するつもりはない	社会科等教科指導時数に関して余裕時数が非常に少なく、このことについて取り立て（重点・発展）指導を行うことができないこと。すでに税についての学習で関税会の出前授業を例年行っていることから同時期の出前授業を組みこめないこと これらの事からお願いすることは今のところ考えておりません。
	学校現場の過当たりのコマ数の増加で、定数内の教員が配置されない等教育に対する経費が削減されている現状で様々なアンケート、報告等が増している傾向にある。価値あるものだと思うが、環境整備がされていない現状、対応すればするほど現場の負担が増すのを避けたいと考える。
	小学生段階では、国民主義などの民主主義の基本や普通選挙権実現の歴史、選挙の重要性を学ぶことで充分であると考えている。具体的な投票先の選び方、投票の仕方については、選挙権行使できる年齢に近い上位学校での方が効率的だから。
	本校は対外的な行事、活動が多く、実施する余裕がない状態である。教科学習等を通して主権者教育を進めていくことにしているが、機会があれば実施を検討していきたいと考えている。
	児童の実態にあった学習活動として展開しているか不明確であるから、模擬選挙等、地域の実態に即した展開となるか不安であるから、家庭の協力が得られるか不確かであるから
	対応する分掌組織が未定。選挙について6学年で学んでいる内容をしっかり定着させることがまずは第一。
	中学生や高校生は発達段階で合っていると思うが、小学生には難しいと思われるから。
	様々な方面から同様の出前授業等の要請があるが、すべてに対応するのは難しいから。
	日々の授業の中で行っているため、さらに依頼するつもりは今のところ考えていない。
	児童の年代にとってまだ選挙が身近なものとなっていない。時間の確保が難しい。
	総合的な学習等で様々な活動を行っており、時数が足りなくなっているため。
	研究との兼ね合いで出前授業を依頼することが多く難しい。（時間的に）
	現段階では、社会科の授業で指導していくことで十分であると考えます。
	小学生の段階では、社会科の授業で学習する程度でよいと考えるから。
	選挙に関する学習は授業の中で扱うため出前授業は予定していない。
	現在の所次年度計画に盛り込まれておらず、検討する予定もない
	教育課程内の時数が限られており、優先する内容が他にあるため。
	主権者教育として、社会科で学ぶ内容で十分であると考えているため。
	小学校段階では、教科書、資料等の学習で十分だと考えるため。
	来年度の年間行事計画が決定しており、日程調整が難しいため
	現在の教育課程に新たな事業を取り入れるゆとりがないから。
	現在の本校の教育課程の中での実施が、時数的に難しいから。
	選挙制度の重要性は理解しているが、小規模ゆえに、難しい。
	小学校段階では理解が難しいと思う。時間の設定も難しい。
	少人数地域のため、選挙に関しての関心があまりないため。
	特に必要性を感じないので依頼するつもりはありません
	授業で取り扱っている他に時間を設けて扱う余裕がない
	社会科の教科書の内容で十分と考えているからです。
	年齢的に自分事としてまだ考えられないと思うから。
	本校は租税教育を重点として取り組んでいるため
	教育課程上実施する時間の念出が難しいため。
	年間行事がたてこんでおり対応が厳しいため
	教科書で扱う内容で十分であると考えているため。
	担任による授業で充分であると考えているから。
	今後、必要性を感じた段階で検討したい。
	限られた授業時数の中での実施が難しい
	年間を通して、時間的に余裕がないため
	複式学級のため、対応できない。
	他の事業との調整が難しいため
	社会科の授業で行っているから
	時間をとることが難しいため。
	6年担任が指導するため
	授業時数に余裕がない。
	授業時数に余裕がない
	日程調整が難しそう
	授業時数がたりない
	時数の確保が難しい
	今年度で閉校し、近隣の学校と統合するため。
	本校が令和4年度で統合（閉校）するため
	本校が今年度で閉校のため
	今年度で閉校のため

中学校	明るい選挙啓発授業を依頼（実施）されたいと思いますか。	理由
	依頼（実施）したい	教科指導以外の場面でも、選挙について生徒に理解を深めさせる場は必要だと思うから。
		実際の投票箱を使うだけでなく生徒の実態に即した柔軟な対応をしてくれるから。
		立場の違う方からの講話や授業により生徒の視野が広がることが期待されるため
	可能であれば依頼（実施）したい	社会科3年で税務署の方をお招きして「租税教室」は実施しているが、社会科カリキュラムの進行上更に時数を減らされるのは正直厳しい。総合的な学習の時間の活用も可能だが、行事精選の観点からやはり厳しい。故に、生徒会役員選挙時、市選管より投票箱や投票台をお借りして、ほぼ本物の選挙に近い形態で実施している。もし可能なら、「中学生に授業を提供できる人材」の派遣で検討していただきたい。
		中学校3年生の社会科での実施を想定します。時数の関係もあり、選挙の学習にどれだけの時数が確保できるか見通しが立たないため。現状では教科書の学習内容を消化するだけでも時間的に手一杯なため、時間にゆとりがあれば、可能かと思いますが、何とも言いえない状況です。
		・現物の投票箱や投票用紙などを直接見たり、触れたりさせたい。
		・教員の意識だけでは不足したり、現場にいる方のお話を聞いたりすることで、子どもたちの関心を高めることができると思う。
		選挙年齢（成人年齢）引き下げにより、生徒一人一人が選挙や成人といったキーワードについて考えている様子が見え始める。学校生活だけでなく、将来の私生活に生かされる学習を一層含んだ学びを提供していくことが求められていくと感じている。
		どのくらいの時間でどのような内容の実施なのか現時点では分からないため、有益だと分かれば実施したい。校内教員で行っている内容と差異がないのであれば、わざわざ時間を割いて頼もうとは思えない。
		他校で実施したことがあった。普通選挙権実現の歴史にからめて授業してもらいました。授業で扱わないこと「選挙違反や選挙運動について」など機会があれば実施してみたいと思います。
		本校では租税教室等外部と連携した授業をすでに行っており、現段階で時間設定が厳しいのが現状だが、将来的には意義のある事なので、取り入れてみたい気持ちはある。
		3年生の社会科の授業（公民）で扱う内容だが、地域の実情に詳しい選挙管理委員会の方に授業して下さったほうが、生徒はよりリアルに実感できると思うから。
		外部の専門家の方の話を聞くことと生徒のためになると考えるが、実施時期やタイミングが難しいと考えている。できれば公民の授業とリンクしたい。
		社会科教員だけでは実施が難しい専門的な知識や具体的な事例などの紹介があれば、より興味・関心を引き出すことができると考えるため。
		授業を通して主権者教育を進めていきたいところだが、行事、授業時数、教員の出張等様々な理由で確実に実施できるかが不透明。
		教育的な効果が期待されるが、実際のところ、授業の進度に余裕がなく、調整して依頼をする事が難しいため
		授業時数の確保等の本校の校内教育課程編成の状況により、現実的には困難であると思われる。
		実際に直接外部の方からのお話の機会を設けることでより理解が深まると考えられるから
		時期や時数等によってできない場合もあるため、可能であれば依頼したいと思える。
		今まで行ってことはないが、主権者の自覚をうながすためにも必要だと考えるから。
		実際の選挙について学ぶ機会を設けられるとよいが、授業時数等の調整が難しい。
		専門家に学ぶことがリアルになるため、生徒に本当の学びを提供できるから。
		専門的な知識を持った外部の方による授業は教育的な効果が高いため
		選挙について学ぶ機会になると思うが、日程調整等もあるため。
		コロナ禍、教科時数や進度等が見通しがもてないから。
		授業の進度や学校行事等の兼ね合いが難しいから
		授業の時数との関係で時間が取れるか、分からない
		校内事情と合致すれば、前向きに検討したいため。
		選挙への関心を高めるためにも実施していきたい。
		外部講師を活用し主権者教育を実施したいから
		授業時数の確保が可能であれば検討する。
		実際に関わっている方の話を聞きたい
		時間を確保できるか分からないため
		興味はあるが、時間の確保が難しい。
		授業時数との兼ね合いにより考える。
		行事予定と照らしながら、考えたい。
		専門のお話をしていただけるため。
		他の授業を計画しているため。
		授業時数に余裕があれば、、、
		時数と学校行事の兼ね合い
		年度の計画に入っていない
		必要なことだと思うから
	依頼（実施）するつもりはない	授業進度の関係から、出前授業をお願いするのが難しい実情があること。カリキュラムマネジメントをしながら授業をしているので、分野や単元を横断的に学習しているため。
		・教科書や資料集である程度の学習は可能と考えるため。
		・各種業務多忙の中、連絡・調整などで更に業務が増えるのは厳しいため。
		・実施時間（時数）の確保が難しいため。
		・授業の進度の都合上、実施時期が地方選挙と重なりそうなるため。
		社会科の授業や生徒会活動を通して、中学校で考えるべき主権者教育が可能であると考えるため。
		校内の担当教員で指導が可能である。教科カリキュラムも目標どおりこなしていくために
		教科書等で深めるので十分だし、普通の授業で時数が一杯
		当面は社会科の授業での指導で対応可能と考えるため
		過去に実施したことがあり、校内で可能だから。
		多忙感により余力がない。申し訳ありません。
		選挙だけで1時間以上の時数をとれないから。
		教科担当が工夫し、授業を展開したいため。
		担当教員が、異動で変更となるため。
		時数の関係があり、余裕がないため
		学校の日程に組み込む余裕がない。
		授業の進度の関係で難しいから。
		授業の進捗に影響があるため。
		時数や他の行事との兼ね合い
		授業等で実施できているため
		時間が確保できない
		質に差があるため
		授業時数の関係
		学校判断のため
		時間が足りない
		教員で十分

高等学校	明るい選挙啓発授業は期待どおりでしたか。	理由
	期待どおりであった	<p>コロナで中止やオンラインだったが今年是对面で実施でき、模擬投票等も体験できたのが良かった。</p> <p>選挙制度説明の分かりやすさ、模擬投票により体験的に学習できる点が期待どおりであった。</p> <p>投票箱を使用し、より一層、生徒に具体的なイメージを持たせることが出来たと思う。</p> <p>高校生にとって選挙を身近に感じることが出来る貴重な機会となりました。</p> <p>模擬選挙なども年々変化させながら楽しい授業を実施していただいている。</p> <p>模擬投票や実際の候補者の選び方について体験的に学ぶことができたため</p> <p>模擬投票や実際の候補者の選び方について体験的に学ぶことができたため</p> <p>自分事として強く自覚できた。立会人等への応募もあった。</p> <p>学校の要望を受け入れた、授業を計画してくれる。</p> <p>学校の要望を受け入れた、授業を計画してくれる。</p> <p>投票から開票までを経験させることが出来たこと</p> <p>実際の選挙と同じ投票箱等を使用したところ</p> <p>投票の仕方を教えて貰ったところ</p> <p>模擬投票が良かった</p> <p>模擬投票の実施</p> <p>模擬投票の実施</p> <p>模擬投票の実施</p> <p>模擬投票</p>
	どちらかといえば期待どおりであった	<p>説明の言葉が堅苦しい言葉ではなくやさしい言葉での説明が良い。架空の立候補者のプリントよりも実際に生徒に立候補者役を演じさせてみては？(演劇部の生徒がいますので、台本があれば上手に演じられます)</p> <p>この学年は2学年でやったがコロナ禍でオンラインになってしまった部分があった</p> <p>授業展開に係る、本校教員との意思疎通が適切であったため。</p>
	明るい選挙啓発授業を依頼(実施)されたいと思いますか。	理由
	依頼(実施)したい	<p>今年度1、2年で実施。今後も3年生で実施の予定はないが、1年生実施の際は、依頼したい。模擬投票などとても私たちは準備できません。</p> <p>成人年齢が18才となった現在、高校生への実施は授業への意識を高めるために大変有意義と感じています。</p> <p>選挙制度説明の分かりやすさ、模擬投票により体験的に学習できる点から</p> <p>生徒たちが積極的に「明るい選挙啓発授業」に取り組んでいたため</p> <p>生徒たちが積極的に「明るい選挙啓発授業」に取り組んでいたため</p> <p>奥州市選挙管理委員会事務局との信頼関係が構築されているため。</p> <p>奥州市選挙管理委員会事務局との信頼関係が構築されているため。</p> <p>奥州市選挙管理委員会事務局との信頼関係が構築されているため。</p> <p>投票箱など実際につかわれているものを見ることが出来るから</p> <p>継続していきたい。模擬投票ができるのはとても大きい</p> <p>実際の動画を使った模擬投票体験が面白いと思った</p> <p>模擬投票を考えると、準備がスムーズである</p> <p>生徒にとって選挙が身近に感じられるため</p> <p>生徒1人ひとりにとって大切な内容である。</p> <p>模擬投票がなかなかできない経験のため</p> <p>実際に近い形で模擬投票を体験できる</p> <p>実際に近い形で模擬投票を体験できる</p> <p>実際に近い形で模擬投票を体験できる</p> <p>自分事としてとらえさせるため</p> <p>実際の模擬投票でできるから</p> <p>本番に近い形で実施できる。</p> <p>本番に近い形で実施できる。</p> <p>当事者意識を持たせるため</p> <p>当事者意識をつけさせる</p> <p>毎年二学年でやっている</p> <p>模擬投票ができるから</p> <p>熱心が伝わる。</p>
	可能であれば依頼(実施)したい	<p>以前に実施していただき、本年度はその資料を活用させていただいた。何年かに一度は依頼したいと思っている。</p> <p>以前に実施していただき、本年度はその資料を活用させていただいた。何年かに一度は依頼したいと思っている。</p> <p>以前に実施していただき、本年度はその資料を活用させていただいた。何年かに一度は依頼したいと思っている。</p> <p>生徒の実態や課題を考慮し、生徒の特性や課題に合わせた授業の構成が適切であると考えている。</p> <p>時間的な余裕があれば実施したいが、なかなか時間を確保できない</p> <p>社会人になる前にどんなものか知ってほしいと思うので。</p> <p>主権者教育の内容の一環として検討する可能性はある。</p> <p>前任校で模擬投票等実施してもらったことがあるから。</p> <p>以前実施したとき、間違ったことを教えたい。</p> <p>県内の20歳以下の投票率が低く向上させたいため。</p> <p>依頼したいが大掛かりになってしまう</p> <p>生徒の実態に合わせて行いたいため</p> <p>授業の進度や行事との兼ね合い</p> <p>日程調整ができれば考えたい</p> <p>日程調整ができれば考えたい</p> <p>授業時数の確保のため</p> <p>日程調整が難しい。</p>
	依頼(実施)するつもりはない	<p>以前、本校で運営に依頼していたが、準備等、ほとんど学校がやらなければ機能しないと、伝えられたため。</p> <p>校内の諸行事、講演会が大変多く、それらを整理した年度からは実施可能と考える</p> <p>1年ではなく、2、3年の主権者教育で実施することとしているため</p> <p>こちら側の負担が大きいため(打ち合わせ、資料印刷等)</p> <p>1年次では公民科の科目を開講していないため</p> <p>授業時数が足りなく、現実的ではない為</p> <p>選挙の話の日頃からすれば良いから。</p> <p>公民科の教員で対応するため</p> <p>公民科の教員で対応するため</p> <p>公民科の教員で対応するため</p> <p>授業時数が足りない為</p> <p>授業時数が足りない為</p> <p>時間的余裕がないため</p> <p>他学年で実施するため</p> <p>時間がない</p>

選挙出前トークのアンケート (〇〇学校 RO.O.O : ご家族用)

愛知県選挙管理委員会及び県内市町村選挙管理委員会では、選挙権年齢の入口となる高校生に対して、選挙の重要性を認識してもらうために「選挙出前トーク」授業を実施しております。

今回、〇〇学校の〇年生を対象に授業を実施いたしましたが、今後の参考にさせて頂くため、お忙しいところ恐縮ではございますが、以下のアンケートにご記入の上、令和〇年〇月〇日(〇)までにお子様を通じて、担任の先生までご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

(お問合わせ先) 愛知県選挙管理委員会(〇〇) 電話:052-954-6069(直通)

選挙出前トークは、こんな事業です



愛知県及び市町村の選挙管理委員会職員が県内の高等学校に赴き、選挙に関する話や模擬投票などを実施することにより、選挙の重要性を認識してもらうことを目的としています。

今回の選挙出前トークでは、こんなことを行いました

- ① 選挙制度や投票の意義等の説明
- ② 職員が候補者になって、生徒の前で立会演説
- ③ 本物の投票箱や投票記載台を用意し、実際の投票所を再現して行う模擬投票
- ④ 投票用紙計数機を用いたデモンストレーション



選挙出前トークの様子は愛知県選挙管理委員会のホームページでも紹介しています。

<http://www.pref.aichi.jp/senkyo/>



アンケートは裏面です

選挙出前トークのアンケート (〇〇学校 RO.O.O : ご家族用)

以下の問いに対して、ア、イ、ウのうちから1つを選び「○」をつけてください。

1 「選挙出前トーク」についてお子様とお話をされましたか。

ア 話をした イ 話をしなかった

* 差し支えなければどんなことを話されたのか、書いてください。

2 「選挙出前トーク」はお子様のお役に立ちましたか。

ア 役に立った イ 役に立たなかった ウ どちらともいえない

* 差し支えなければ理由を書いてください。

3 「選挙出前トーク」についてどう思われますか。

ア 今後も続けた方が良い イ やめたほうが良い ウ どちらともいえない

* 差し支えなければ理由を書いてください。

4 「選挙出前トーク」について意見や要望などあれば書いてください。

例：「選挙出前トーク」でこんなことを教えて欲しい、こんなことをやってはどうかなど。

ご協力ありがとうございました。